

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市老人医療費支給条例の一部改正
 (保険医療課) 11
- 亀岡市情報公開条例及び亀岡市個人情報保護条例の一部改正
 (総務課) 12
- 亀岡市行政手続条例の一部改正
 (総務課) 13
- 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正
 (人事課) 14
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 (人事課) 15
- 亀岡市教育委員会委員定数条例の廃止
 (教育総務課) 16
- 亀岡市立小学校設置条例及び亀岡市立中学校設置条例の一部改正
 (教育総務課) 16
- 亀岡市立幼稚園条例の一部改正
 (教育総務課) 17
- 亀岡市財産区等基金条例の一部改正
 (自治防災課) 19
- 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例
 (子育て支援課) 19
- 亀岡市介護保険条例の一部改正
 (高齢福祉課) 20

- 亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例 (高齢福祉課) 21
- 亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (高齢福祉課) 24
- 亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正 (高齢福祉課) 35
- 亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正 (高齢福祉課) 39
- 亀岡市景観条例 (都市計画課) 42
- 亀岡市営特定目的住宅条例の一部改正 (建築住宅課) 47
- 亀岡市国民健康保険条例の一部改正 (保険医療課) 48
- 亀岡市議会委員会条例の一部改正 (議会事務局) 49
- 亀岡市税条例等の一部改正 (税務課) 49

—— 規 則 ——

- 亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部改正 (保険医療課) 52
- 市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則 (夢ビジョン推進課) 54

○亀岡市事務分掌規則の一部改正 (夢ビジョン推進課) 54	○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 104
○亀岡市文書取扱規則等の一部改正 (総務課) 56	○亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金 交付要綱の一部改正 (ものづくり産業課) 104
○亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部 改正 (人事課) 58	○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 107
○亀岡市非常勤職員取扱規則の一部改正 (人事課) 59	○平成27年度分固定資産税に係る土地 価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳 簿の縦覧期間及び縦覧場所 (税務課) 107
○職員の公益的法人等への派遣等に関す る規則の一部改正 (人事課) 61	○亀岡市指定地域密着型サービス事業者、 指定地域密着型介護予防サービス事業 者及び指定介護予防支援事業者の指定 等に関する要綱の一部改正 (高齢福祉課) 107
○亀岡市財務規則の一部改正 (総務課) 61	○亀岡市保育所保育料徴収嘱託員取扱要 綱の一部改正 (子育て支援課) 108
○亀岡市立保育所条例施行規則等の一部 改正 (子育て支援課) 62	
○亀岡市特定教育・保育施設及び特定地 域型保育事業の保育料に関する条例施 行規則 (子育て支援課) 64	
○亀岡市介護保険条例施行規則の一部改 正 (高齢福祉課) 69	
○亀岡市景観条例施行規則 (都市計画課) 79	
○亀岡市財産区等基金条例施行規則の一 部改正 (自治防災課) 100	
○亀岡市消防団員等公務災害補償条例第 9条の2第1項の規則で定める金額を 定める規則の一部改正 (自治防災課) 100	
—— 告 示 ——	
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 101	
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 101	
○公示送達 (税務課) 101	
○公示送達 (税務課) 102	
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 102	
○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 102	
○公示送達 (税務課) 103	
	—— 訓 令 ——
	○亀岡市財務規則の運用方針の一部改正 (契約検査課) 109
	○亀岡市事務処理規程等の一部改正 (夢ビジョン推進課) 109
	—— 公 告 ——
	○亀岡農業振興地域整備計画の変更案の 縦覧 (農林振興課) 110
	—— 任免及び辞令 ——
	監査委員欄
	—— 公 表 ——
	○住民監査請求の監査結果に基づく措置 について 112
	○平成26年度定期監査 113
	○平成26年度財政援助団体等監査 115
	○平成26年度定期監査 120

教育委員会欄		
—— 規 則 ——		
○亀岡市教育委員会基本規則等の一部改正	125	
○亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正	127	
○亀岡市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則	127	
○亀岡市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則	129	
—— 告 示 ——		
○亀岡市教育委員会事務の点検・評価の実施に関する要綱の一部改正	131	
—— 教育長訓令 ——		
○亀岡市教育委員会教育長職務代理者の権限に関する規程	131	
○小学校及び中学校の校長に対する事務委任規程の一部改正	132	
—— 任免及び辞令 ——		
選挙管理委員会欄		
—— 告 示 ——		
○亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数	133	
○亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数	133	
○合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数	133	
○京都府議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所	133	
		○亀岡市農業委員会の選挙された委員の解任請求に要する各選挙区における農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数
		134
		○選挙時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所
		134
公平委員会欄		
—— 告 示 ——		
		○職員団体の登録
		134
上下水道部欄		
—— 規 程 ——		
		○亀岡市上下水道部処務規程の一部改正
		135
—— 告 示 ——		
		○公共下水道の供用及び汚水の処理の開始
		138
市立病院欄		
—— 公 告 ——		
		○亀岡市立病院職員採用試験の結果
		139

公布された条例のあらまし

亀岡市老人医療費支給条例の一部を改正する条例要綱

- 1 京都府における老人医療助成制度の見直しに伴い、次のとおり改めることとした。
 - (1) 対象者を65歳以上70歳未満の者で所得税非課税世帯に属するものとする事とした。
 - (2) 医療費の自己負担割合を原則2割（現行1割）とする事とした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

亀岡市情報公開条例及び亀岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例要綱

- 1 独立行政法人通則法の一部改正に伴い、所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

亀岡市行政手続条例の一部を改正する条例要綱

- 1 行政手続法の一部改正により、行政指導の

中止等の求め及び処分等の求めに関する規定が設けられたこと等に伴い、本市条例において同様の規定を設けることとした。

- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例要綱

- 1 公益財団法人への移行認定により、名称等に変更が生じた法人について改正することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例要綱

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の規定整備を図ることとした。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

亀岡市教育委員会委員定数条例を
廃止する条例要綱

- 1 亀岡市教育委員会委員の定数を地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定のとおり5人（現行6人。教育長を含む）とするため、亀岡市教育委員会委員定数条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

亀岡市立小学校設置条例及び亀岡
市立中学校設置条例の一部を改正
する条例要綱

- 1 小中一貫校の設置に伴い、亀岡市立川東小学校及び亀岡市立高田中学校の位置を定めることとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めることとした。

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例要綱

- 1 子ども・子育て支援法の規定に基づき、現行1人1月につき7,000円の保育料を次のとおり改定することとした。

階層	世帯の階層区分	月額
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）	3,000円
第3階層	市民税所得割課税額 77,100円以下	7,000円
第4階層	市民税所得割課税額 211,200円以下	9,000円
第5階層	上記以外	11,000円

- 2 新たに預かり保育を行うため、必要な事項を定め、預かり保育料を次のとおりとすることとした。

区 分	預かり保育料
教育時間終了後から午後5時まで	1人1時間当たり 100円
全実施日教育時間終了後から午後4時まで	1人1月当たり 3,000円
全実施日教育時間終了後から午後5時まで	1人1月当たり 4,000円

- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

亀岡市財産区等基金条例の一部を改正する条例要綱

- 1 決算剰余金及び基金の処分について、処分方法の多様化を図ることとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例要綱

- 1 子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料について定めることとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

- 1 第6期介護保険事業計画の実施に伴い、平成27年度から平成29年度までの介護保険料を次のとおり改定することとした。

区 分	現 行		改 正 後	
基 準 額	月額	5,134円	月額	5,196円
第1段階	年額	21,552円	年額	31,176円 (28,056円)
		30,804円		
第2段階		41,580円		42,084円
第3段階		46,200円		46,764円
第4段階		55,440円		56,112円
第5段階	基準額	61,608円	基準額	62,352円
第6段階		73,920円		74,820円
第7段階		86,244円		81,048円
第8段階		98,568円		93,528円
第9段階				99,756円
第10段階		110,892円		112,224円
第11段階		123,216円		124,704円
第12段階		135,528円		137,172円

上段 第3条第1項に定める保険料
 下段 (第3条第2項に定める保険料)

2 所得段階区分の対象者を次のとおり改定することとした。

所得段階	現 行	改正後
第1段階	①本人が生活保護受給者 ②本人が老齢福祉年金受給者で、住民税世帯非課税者 住民税世帯非課税者で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	①本人が生活保護受給者 ②本人が老齢福祉年金受給者で、住民税世帯非課税者 ③住民税世帯非課税者で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者
第2段階	住民税世帯非課税者であり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の者	同 左
第3段階	住民税世帯非課税者であり、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の者	同 左
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	同 左
第5段階	基準額 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の者	基準額 同 左
第6段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円以下の者	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円未満の者
第7段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円超190万円未満の者	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の者
第8段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の者	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の者
第9段階		本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の者
第10段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	同 左
第11段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	同 左
第12段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が800万円以上の者	同 左

3 介護予防・日常生活支援総合事業は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間は行わず、同日の翌日から行うこととした。

4 その他所要の規定整備を図ることとした。

5 この条例は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の保険料から適用することとした。

亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における介護保険法の一部改正に伴い、地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準等を定めることとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例要綱

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めることとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例要綱

- 1 介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を改めることとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例要綱

- 1 介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を改めることとした。
- 2 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

亀岡市景観条例要綱

- 1 亀岡市における良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法の施行について必要な事項を定めることにより、市民と行政が協働し、亀岡市固有の景観と快適な生活が調和した豊かな生活環境の創造及びにぎわいのあるまちづくりの実現を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。
- 2 この条例は、平成27年10月1日から施行することとした。

亀岡市営特定目的住宅条例の一部
を改正する条例要綱

- 1 篠町野条に設置している特定目的住宅1戸について、用途廃止することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

亀岡市国民健康保険条例の一部を
改正する条例要綱

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課限度額を520,000円（現行510,000円）に、後期高齢者支援金等賦課限度額を170,000円（現行160,000円）に、介護納付金賦課限度額を160,000円（現行140,000円）に改めることとした。

- 2 保険料を減額する基準のうち、5割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を260,000円（現行245,000円）に、2割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を470,000円（現行450,000円）に改めることとした。
- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 5 この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

亀岡市税条例等の一部を改正する
条例要綱

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり亀岡市税条例等の一部を改正した。

- 1 法人市民税均等割の税率適用区分である資本金等の額の見直しにより所要の規定整備を図ることとした。
- 2 土地に係る固定資産税の負担調整措置を平成29年度まで継続することとした。
- 3 原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の改定時期を平成28年4月1日まで1年間延期することとした。
- 4 市民税、固定資産税、軽自動車税等の減免の申請期限について、納期限まで（現行納期限7日前まで）に延長することとした。

- 5 ふるさと納税に対する個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等を設けることとした。
- 6 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 7 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。
- 8 この条例は、平成27年4月1日から施行した。ただし、3の改正は、公布の日から施行した。

条 例

亀岡市老人医療費支給条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成27年3月17日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第2号

亀岡市老人医療費支給条例の一部
を改正する条例

亀岡市老人医療費支給条例（昭和47年亀岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（老人医療費の支給）

第2条 市長は、亀岡市の区域内に住所を有する65歳以上70歳未満の者で、その者又はその者の配偶者若しくはその者の扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものに対して、前年（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年とする。）の所得税が課されていないもの（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。以下「対象者」という。）の疾病又は負傷について、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める医療保険に関する法令の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その

者が国民健康保険法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する同法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従いその者に対しその満たない額から高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)第67条に規定する一部負担金に相当する額(その者が高確法第67条第1項第1号の場合に該当するときは、同号中「百分の十」とあるのを「百分の二十」と読み替えて得た額に相当する額とする。)を控除した額に相当する額を老人医療費として支給する。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、この限りでない。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

第9条中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第8条とし、第10条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年7月31日以前に65歳に達する者に係る老人医療費の受給資格については、この条例による改正後の亀岡市老人医療費支給条例(以下「新条例」という。)第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行日前に受けた療養の給付に係る老人医療費の支給額については、新条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例に

よる。

「揭示済」

亀岡市情報公開条例及び亀岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第3号

亀岡市情報公開条例及び亀岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(亀岡市情報公開条例の一部改正)

第1条 亀岡市情報公開条例(平成12年亀岡市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(亀岡市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 亀岡市個人情報保護条例(平成12年亀岡市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第4号

亀岡市行政手続条例の一部を改正する条例

亀岡市行政手続条例（平成8年亀岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 行政指導（第30条―第35条）」を
 「第4章 行政指導（第30条―第35条）
 第4章の2 処分等の求め（第35条の2）」に改める。

第2条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等をいう。

第3条第1項中「第4章」を「第4章の2」に改める。

第34条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の

条項

(2) 前号の条項に規定する要件
 (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例等に規定する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例等の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思量する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例等に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

（処分等の求め）

第35条の2 何人も、法令に違反する事実が

ある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例等に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法律又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(亀岡市税条例の一部改正)

2 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第34条第3項」を「第34条第4項」に、「第2条第5号」を「第2条第6号」に、「第34条第2項」を「第

34条第3項」に改める。

「揭示済」

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第5号

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

- (2) 公益財団法人 亀岡市福祉事業団（平成25年4月1日に公益財団法人亀岡市福祉事業団という名称で設立された法人をいう。）

第2条第6号を次のように改める。

- (6) 公益財団法人 亀岡市農業公社（平成25年11月1日に公益財団法人亀岡市農業公社という名称で設立された法人をいう。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第1条 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和30年亀岡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第35条」の次に「(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の2第11項において準用する場合を含む。)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項」を加える。

(亀岡市職員倫理条例の一部改正)

第2条 亀岡市職員倫理条例(平成14年亀岡市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「教育長及び」を削る。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年亀岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表1の項を削り、同表2の項中「同委員(教育長を兼任した委員を除く。)」を「教育委員会委員」に改め、同項を1の項とし、同表中3の項から17の項までを1項ずつ繰り上げる。

(亀岡市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
第4条 亀岡市特別職報酬等審議会条例(昭和39年亀岡市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長、病院事業管理者及び教育長」に改める。

(特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(昭和39年亀岡市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(4) 教育長

別表に次のように加える。

4 教育長	694,000円
-------	----------

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 職員の退職手当に関する条例(昭和30年亀岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

目次中「特別職等」を「特別職」に改める。

「第4章 特別職等の職員の退職手当の特例」を「第4章 特別職の職員の退職手当の特例」に改める。

第11条(見出しを含む。)、第12条及び第14条中「特別職等」を「特別職」に改める。

(亀岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第7条 亀岡市職員等の旅費に関する条例(昭和37年亀岡市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び副市長」を

「、副市長及び教育長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の廃止)

2 亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第26号)は、廃止する。

(旧教育長に関する経過措置)

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項に規定する旧教育長が同項の規定により在職する場合には、この条例による改正後の職務に専念する義務の特例に関する条例、亀岡市職員倫理条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、亀岡市特別職報酬等審議会条例、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例、職員の退職手当に関する条例及び亀岡市職員等の旅費に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市教育委員会委員定数条例を廃止する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第7号

亀岡市教育委員会委員定数条例を廃止する条例

亀岡市教育委員会委員定数条例(平成20年亀岡市条例第2号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立小学校設置条例及び亀岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第8号

亀岡市立小学校設置条例及び亀岡市立中学校設置条例の一部を改正する条例

(亀岡市立小学校設置条例の一部改正)

第1条 亀岡市立小学校設置条例(昭和39年亀岡市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条の表13の項中「野堀1番地の7」を「溝ノ上14番地4」に改める。

(亀岡市立中学校設置条例の一部改正)

第2条 亀岡市立中学校設置条例(昭和39年亀岡市条例第11号)の一部を次のように改

正する。

第1条の表5の項中「14番地の4」を「14番地4」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市立小学校設置条例第1条の規定の適用については、平成27年12月28日までに於いて教育委員会規則で定める日までの間は、「亀岡市馬路町溝ノ上14番地4」とあるのは、「亀岡市馬路町野堀1番地の7」とする。

「揭示済」

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第9号

亀岡市立幼稚園条例の一部を改正する条例

亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「7,000円」を「別表第1に定める保育料」に改め、同条第2項中「入

園幼児」の次に「（以下「幼児」という。）」を加える。

第5条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(保育料の減額)

第4条 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、保育料を減免し、又は免除することができる。

(1) 幼児を2人以上有している世帯である場合（次号又は第3号の規定の適用を受ける世帯である場合を除く。） ア及びイに掲げる額

ア 幼児のうち最年長者の次の年長者である幼児に係る保育料の半額

イ 幼児のうち最年長者でなく、かつ、その次の年長者でない幼児に係る保育料の全額

(2) 小学校1年生から3年生までの児童を1人有している世帯である場合 ア及びイに掲げる額

ア 幼児のうち最年長者である幼児に係る保育料の半額

イ 幼児のうち最年長者でない幼児に係る保育料の全額

(3) 小学校1年生から3年生までの児童を2人以上有している世帯である場合 全額

(4) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた場合 教育委員会が必要と認めた額

(預かり保育等)

第5条 市長は、幼稚園において預かり保育（教育課程に係る教育時間以外に教育委員会が定めるところにより行う教育活動をいう。以下同じ。）を行うことができることとし、預かり保育の実施について必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

2 預かり保育を利用する幼児の保護者は、第3条第1項に規定する保育料のほか、別表第

2に定める預かり保育料を納付しなければならない。

3 預かり保育を利用する幼児の保護者は、前項に定める預かり保育料のほか、おやつ代その他の預かり保育に要する費用の実費を納付しなければならない。

4 幼児が2人以上ある場合の最年長者以外のものの預かり保育料は、半額とする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

保育料

階層	世帯の階層区分	月額
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯、市民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）	3,000円
第3階層	市民税所得割課税額 77,100円以下	7,000円
第4階層	市民税所得割課税額 211,200円以下	9,000円
第5階層	上記以外	11,000円

（備考）

1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 所得割課税額 地方税法（昭和25年法律第226号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定によって計算された市町村民税所得割課税額をいう。ただし、市町村民税所得割課税額を計算する場合には、地方税法第314条の7第1項、第314条の8、第314条の9及び附則第5条の4の規定は、適用しない。

(2) 均等割 地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。

2 幼児の属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯について第5階層にあるものとみなしてこの表を適用する。

3 4月から8月までの月分の保育料の額にあつては、前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては、当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。

別表第2（第5条関係）

預かり保育料

区 分	預かり保育料
教育時間終了後から午後5時まで	1人1時間当たり 100円
全実施日教育時間終了後から午後4時まで	1人1月当たり 3,000円
全実施日教育時間終了後から午後5時まで	1人1月当たり 4,000円

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市財産区等基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第10号

亀岡市財産区等基金条例の一部を改正する条例

亀岡市財産区等基金条例（昭和56年亀岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 基金として積み立てる額は、当該財産区管理会又は曾我部山林管理委員会の同意を得て、当該財産区特別会計歳入歳出予算及び曾我部山林事業特別会計歳入歳出予算で定める。

2 決算上剰余金を生じたときは、当該財産区管理会又は曾我部山林管理委員会の同意を得て、当該剰余金の全部又は一部を基金に編入することができる。

第6条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) その他市長が必要と認め、当該財産区管理会又は曾我部山林管理委員会が同意したとき。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第11号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく教育・保育に関する利用者負担額（以下「保育料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育料)

第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を限度として規則で定める。

2 法附則第6条第4項に規定する額は、規則で定める。

3 第1項の規定にかかわらず、亀岡市立幼稚園（亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）第1条の規定に基づき設置した幼稚園をいう。）を利用する支給認定子ども（法第20条第4項の支給認定子どもをいう。）の保育料については、同条例第3条において定めるとおりとする。

(保育料の減免)

第3条 市長は、災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、

又は免除することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第12号

亀岡市介護保険条例の一部を改正する条例

亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「21,552円」を「31,176円」に改め、同条第2号中「30,804円」を「42,084円」に改め、同条第3号中「46,200円」を「46,764円」に改め、同条第4号中「61,608円」を「56,112円」に改め、同条第10号中「135,528円」を

「137,172円」に改め、同号を同条第12号とし、同条第9号中「123,216円」を「112,224円」に改め、同号ア中「6,000,000円以上8,000,000円未満」を「4,000,000円以上6,000,000円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同条第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(1) 次のいずれかに該当する者

124,704円

ア 前年の合計所得金額が6,000,000円以上8,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第8号中「110,892円」を「99,756円」に改め、同号ア中「4,000,000円以上6,000,000円未満」を「2,900,000円以上4,000,000円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「98,568円」を「93,528円」に改め、同号ア中「4,000,000円未満」を「2,900,000円未満」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「86,244円」を「81,048円」に改め、同号ア中「1,250,001円以上」を「1,200,000円以上」に改め、同号イ中「第8号イ又は第9号イ」を「第9号イ、第

10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「73,920円」を「74,820円」に改め、同号ア中「1,250,001円未満」を「1,200,000円未満」に改め、同号イ中「第7号イ、第8号イ又は第9号イ」を「第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者
62,352円

第3条に次の1項を加える。

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,056円とする。

第5条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「並びに第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「から第6号」を「から第9号」に改める。

第11条の2第1項中「第3条第4号」を「第3条第1項第5号」に改める。

附則に次の1条を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第8条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に行わず、同日の翌日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の亀岡市介護保険条例第3条、第5条及び第11条の2の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第13号

亀岡市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）における包括的支援事業（同項に規定する包括的支援事業をいう。以下同じ。）の実施に係る人員等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(基本方針等)

第3条 地域包括支援センターは、その職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

（人員に関する基準）

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

（暴力団の排除）

第5条 地域包括支援センター運営法人の役員等は、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員等であってはならない。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第14号

亀岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本方針等（第3条・第4条）
- 第3章 人員に関する基準（第5条・第6条）
- 第4章 運営に関する基準（第7条—第32条）
- 第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第33条—第35条）
- 第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の2第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2

項の規定により、指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第3条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第18項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければ

ならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

（申請者の要件）

第4条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人（亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号イ及びエに掲げる者を除く。）とする。

第3章 人員に関する基準

（従業者の員数）

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業

者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第4章 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用

に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第8条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第9条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第10条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

（要支援認定の申請に係る援助）

第11条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込

者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費（法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者）に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の2第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の

確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。

(2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。

(3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第3条、この章及び第5章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者）に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文

書を提出しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第17条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）の利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第19条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

い。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の事業の実施地域

(6) その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保）

第21条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（設備及び備品等）

第22条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第23条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第25条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第34条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第26条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第27条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の

介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第28条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第6項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第34条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

イ 介護予防サービス計画

ロ 第34条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ハ 第34条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

ニ 第34条第15号に規定する評価の結果の記録

ホ 第34条第16号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第18条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録(暴力団員等の排除)

第32条 指定介護予防支援事業所において、管理者、副管理者その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それと同等以上の職にある者であって、利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務について一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるものは、亀岡市暴力団排除条例第2条第3号に掲げる暴力団員であってはならない。

2 指定介護予防支援事業所は、その運営につ

いて、亀岡市暴力団排除条例第2条第4号に掲げる暴力団員等の支配を受けてはならない。

第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第33条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第34条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

(4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付（法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。）の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。

(5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。

(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

イ 運動及び移動

ロ 家庭生活を含む日常生活

ハ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

ニ 健康管理

(7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わ

なければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画

を利用者及び担当者に交付しなければならない。

- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を

継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ロ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ハ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(17) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合

ロ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(18) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(19) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(20) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

(22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。

(23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の

心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

- (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。
- (25) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。
- (27) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1

項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第35条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すのではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業（法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。）及び介護給付（法第18条第1号に規定する介護給付をいう。）と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たって

は、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。

(8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第6章 基準該当介護予防支援に関する基準

(準用)

第36条 第2章から前章(第28条第6項及び第7項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第36条において準用する第20条」と、第13条中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第15号

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年亀岡市条例第33号)の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則(第86条第3項、第87条、第194条第10項、第195条第2項及び第196条を除く。)中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第8条第2項中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。)

第5条第2項のサービス提供責任者を削り、同条第5項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」

を「ある」に改め、同項第5号中「第85条第6項第1号」を「第85条第6項」に改め、同項第6号中「第85条第6項第2号」を「第85条第6項」に改め、同項第7号中「第85条第6項第3号」を「第85条第6項」に改め、同条第9項中「並びに第28条第5項及び第11項」を「及び第28条」に改める。

第25条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第34条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第63条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第66条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第68条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定居宅サービス

をいう」の次に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第81条の次に次の1項を加える。

（事故発生時の対応）

第81条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置については記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第66条第4項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第82条第2項第5号中「次条において準用する第42条第2項」を「前条第2項」に改める。

第83条中「、第42条」を削る。

第85条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第85条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第86条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第196条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第88条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第94条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第109条中「第85条第6項各号」を「第85条第6項」に改める。

第116条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第124条中「地域密着型介護予防サービス」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第138条を次のように改める。

第138条 削除

第151条第2項第9号を削る。

第154条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第155条第1項第6号並びに第183条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあって、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第155条第1項第6号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

第179条第2項に次の1号を加える。

(7) 次条において準用する第108条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第183条第1項第3号ただし書中「指定介

護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第193条中「以下「指定複合型サービス」という」を「施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という」に改める。

第194条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に改め、同条第6項中「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第196条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第197条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第198条第1項及び第3項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第199条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第200条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービスは」を「指定看護小規模多機能型居宅介護は」に改める。

第203条第1項及び第204条第2項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第205条中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「第85条第6項各号」を「第85条第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第

11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、この条例による改正前の亀岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧地域密着型サービス基準条例」という。）第8条第2項の規定はなおその効力を有する。

(介護予防通所介護に関する経過措置)

第3条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、旧地域密着型サービス基準条例第154条第13項の規定はなおその効力を有する。

「揭示済」

亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第16号

亀岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

第8条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第9条第1項中「第46条第6項第2号」及び「第46条第6項第3号」を「第46条第6項」に改める。

第10条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第46条第6項第4号」を「第46条第6項」に改める。

第38条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者

は、第8条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第46条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第46条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「併設する」の次に「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」を加える。

第47条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは」を「、」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準第196条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第49条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第65条中「第46条第6項各号」を「第46条第6項」に改める。

第67条中「第32条から第39条まで」を「第32条から第37条まで、第38条（第4項を除く。）、第39条」に改める。

第68条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第72条中「法第8条の2第17項」を「法第8条の2第15項」に改める。

第76条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第88条中「第37条から第39条まで」を「第37条、第38条（第4項を除く。）、第39条」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市景観条例をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第17号

亀岡市景観条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 景観計画（第6条—第8条）

第3章 景観計画との適合（第9条・第10条）

第4章 行為の届出等（第11条—第17条）

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第18条—第23条）

第6章 景観地区（第24条）

第7章 景観協定（第25条）

第8章 景観まちづくり市民団体（第26条）

第9章 表彰及び助成（第27条・第28条）

第10章 亀岡市景観審議会（第29条—第33条）

第11章 雑則（第34条）

附則

私たちのふるさと亀岡市は、京都府のほぼ中央部に位置し、京阪神の大都市圏と近接しており、利便性に優れた住環境にありながら、四季を織りなす美しい山々に四方を囲まれ、清く澄んだ保津川が中央部を流れるなど、豊かな自然に恵まれている。また、古くは丹波国の行政や文化の中心として開けた地であり、日本の歴史舞台と深くかかわりながら、伝統ある文化とともに、地域固有の景観を守り継いできた。

悠久の時を超え、歴史とともに積み上げられてきた景観は、私たちのふるさとへの思いを育ててくれるだけでなく、亀岡市を訪れる人々の心にも安らぎや潤いといった豊かさをもたらしてくれるかけがえのない市民共有の財産である。

時代の推移とともに、これらの景観が変化しつつある今、私たちは景観の持つ価値を今一度見つめ直し、先人たちが築いてきた財産を絶やすことなく次の世代へと引き継ぐとともに、亀岡市の個性を活かした魅力ある景観を新たに創造していかなければならない。

「豊かな景観がはぐくむにぎわいと文化が織りなす共生のまち かめおか」という理念の下、住んでよかった、訪れてよかったと思えるまちを目指し、亀岡市における良好な景観の形成を推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めることにより、市民と行政が協働し、亀岡市固有の景観と快適な生活が調和した豊かな生活環境の創造及びにぎわいのあるまちづくりの実現を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者及び市内の土地、建物等を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う全ての法人その他の団体及び市内の土地、建物等を所有し、占有し、又は管理するものをいう。
- (3) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 工作物 建築物以外の工作物で規則で定めるものをいう。
- (5) 建築等 建築物の新築増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。
- (6) 建設等 工作物の新設増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよ

う努めなければならない。

- 3 市は、道路、公園、河川その他の公共施設の整備を行うときは、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 4 市は、市民及び事業者の景観に関する意識を啓発するとともに、良好な景観の形成に資する行為及び活動に対し、その支援に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観形成の主体であることを認識し、積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。
- 3 市民は、良好な景観の形成に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動が景観に及ぼす影響について配慮し、良好な景観の形成に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第6条 市長は、市の全域にわたる良好な景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、その基本となるべき計画として法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するものとする。

- 2 景観計画は、法第8条第2項各号及び第3項に規定する事項のほか、良好な景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画の変更手続)

第7条 市長は、景観計画を変更しようとするときは、法第9条に定める手続のほか、あら

かじめ、亀岡市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

（景観形成地区）

第8条 市長は、景観計画区域（法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。以下同じ。）内において、特に地域特性を活かした景観の形成が必要な地区を景観形成地区として景観計画に定めることができる。

2 前項の場合においては、市長は、当該景観形成地区における良好な景観の形成に関し必要な事項を、景観計画に定めるものとする。

3 市長は、景観形成地区を指定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 景観計画との適合

（景観計画との適合）

第9条 市長は、建築物の建築等又は工作物の建設等を行うときは、当該建築物又は工作物を景観計画に適合させなければならない。

2 法第16条第1項各号に規定する行為をしようとする者は、当該行為を景観計画に適合させるよう努めなければならない。

3 法第16条第1項又は第2項の規定により届出を要する行為をしようとする者は、当該行為を景観計画に適合させなければならない。

（事前協議）

第10条 法第16条第1項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議書を提出し、当該届出の内容について協議することができる。

第4章 行為の届出等

（届出を要しない行為）

第11条 法第16条第7項第11号に規定す

る条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 景観計画区域（景観形成地区を除く。）

内における行為のうち、規則で定める行為

(2) 景観形成地区内における行為のうち、規則で定める行為

(3) 法第16条第1項第3号に規定する行為（行為の中止）

第12条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（行為の完了）

第13条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（景観計画区域内における行為の届出に添付する図書）

第14条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号に規定する条例で定める添付図書は、規則で定めるものとする。

（助言又は指導）

第15条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを助言し、又は指導することができる。

（勧告）

第16条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る行為に関し、その形態意匠が良好な景観

の形成に与える影響について、あらかじめ、審議会の意見を聴くことができる。

- 2 法第16条第3項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告によって講じた措置について、市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて調査を実施することができる。

(公表)

第17条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に弁明の機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定の手続)

第18条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定しようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、景観重要建造物を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、法第27条第1項及び第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の現状変更の許可の手続)

第19条 市長は、法第22条第1項の規定により景観重要建造物の現状変更の許可をしようとするとき、又は同条第3項の規定により許可に必要な条件を付そうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければなら

ない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第20条 法第25条第2項に規定する管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕に当たっては、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を行うこと。
- (3) 定期的に建造物の敷地、構造及び建築設備を点検すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全に必要な措置を行うこと。

(景観重要樹木の指定の手続)

第21条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 市長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 前2項の規定は、法第35条第1項及び第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の現状変更の許可の手続)

第22条 市長は、法第31条第1項の規定により景観重要樹木の現状変更の許可をしようとするとき、又は同条第2項において読み替えて準用する法第22条第3項の規定により許可に必要な条件を付そうとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第23条 法第33条第2項に規定する管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、定期的にせん定その他の必要な管理を行うこと。

- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、定期的に病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な措置を行うこと。

第6章 景観地区

(景観地区の指定の手続)

第24条 市長は、法第61条第1項の規定により景観地区を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第7章 景観協定

(景観協定の認可)

第25条 市長は、法第81条第4項又は第90条第2項の規定により景観協定を認可する場合において、必要と認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くことができる。

2 前項の規定は、法第84条第1項及び第88条第1項の認可について準用する。

第8章 景観まちづくり市民団体

(景観まちづくり市民団体の認定等)

第26条 市長は、景観計画区域内の一定の区域において、良好な景観の形成を促進することを目的として組織され、その活動が当該区域における良好な景観の形成に有効であると認められる市民団体について、規則で定める要件を満たすものを、亀岡市景観まちづくり市民団体として認定することができる。

2 市長は、前項の規定による認定に当たっては、必要な事項について助言することができる。

- 3 市長は、第1項の規定により認定する場合において、必要と認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くことができる。
- 4 第1項の規定による認定を受けようとする市民団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 5 第1項の規定による認定を受けた亀岡市景観まちづくり市民団体は、前項の規定による申請書類の記載事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、第1項の規定により認定した亀岡市景観まちづくり市民団体が、規則で定めるところに該当しなくなったと認めるとき、又は亀岡市景観まちづくり市民団体として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

第9章 表彰及び助成

(表彰)

第27条 市長は、良好な景観の形成に積極的に取り組む個人、団体、地域又は地区を表彰することができる。

2 市長は、特に良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物又は工作物の所有者、設計者、施工者等を表彰することができる。

3 市長は、前2項の規定により表彰を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くことができる。

(助成)

第28条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者（所有者が2人以上いるときは、その代表者）に対し、その保全等に要する経費の一部を助成することができる。

2 市長は、良好な景観の形成に寄与すると認められる建築物の建築、保全等又は工作物の

建設、保全等を行おうとする個人、団体、地域又は地区に対し、当該行為に要する経費の一部を助成することができる。

3 市長は、第26条第1項の規定により認定した亀岡市景観まちづくり市民団体が良好な景観の形成に寄与すると認められる活動を行おうとする場合にあっては、当該活動に要する経費の一部を助成することができる。

第10章 亀岡市景観審議会

(亀岡市景観審議会)

第29条 この条例の規定により定められた事項その他良好な景観の形成に関し必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査し、又は審議するため、審議会を設置する。

2 審議会は、良好な景観の形成に関する事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第30条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、良好な景観の形成に関して学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事情があるときは任期中であっても解嘱することができる。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の再任は、妨げない。

(臨時委員)

第31条 前条の規定にかかわらず、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、当該事項に関する調査又は審議が終了したとき、解嘱されるものとする。

(会長)

第32条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審議会の運営)

第33条 この章に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

第11章 雑則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第18号

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する条例

亀岡市営特定目的住宅条例 (昭和43年亀岡

市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表中「

2	3,000円
---	--------

」を

「

1	3,000円
---	--------

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第19号

亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例(昭和34年亀岡市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第72条の4」を「第72条の5」に改め、同条第2項中「施設」を「事業」に改める。

第12条の3第1号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)

納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。)の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額」を加え、同条第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に、「その他」を「、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第16条の6中「510,000円」を「520,000円」に改める。

第16条の6の10中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第16条の11中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第20条第1項中「510,000円」を「520,000円」に改め、同項第2号中「245,000円」を「260,000円」に改め、同項第3号中「450,000円」を「470,000円」に改め、同条第3項中「510,000円」を「520,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第4項中「510,000円」を「520,000円」に、「140,000円」を「160,000円」に改める。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分

での保険料については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第20号

亀岡市議会委員会条例の一部を改
正する条例

亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条
例第43号）の一部を次のように改正する。

第20条中「教育委員会の委員長」を「教育
委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行
する。

（旧教育長に関する経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
の一部を改正する法律（平成26年法律第
76号）附則第2条第1項に規定する旧教育
長が同項の規定により在職する場合におい
ては、この条例による改正後の亀岡市議会
委員会条例の規定にかかわらず、なお従前
の例による。

「揭示済」

亀岡市税条例等の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

平成27年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第21号

亀岡市税条例等の一部を改正する
条例

（亀岡市税条例の一部改正）

第1条 亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条
例第39号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項の表第1号オ中「法人税法
第2条第16号」を「法第292条第1項第
4号の5」に、「又は同条第17号の2に規
定する連結個別資本金等の額（保険業法に
規定する相互会社にあつては、令第45条の
3の2に定めるところにより算定した純資産
額）」を「をいう。以下この表及び第4項
において同じ。」に、「この表」を「この表
及び第4項」に改め、同条に次の1項を加
える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に
規定する相互会社を除く。）の資本金等の
額が、資本金の額及び資本準備金の額の
合算額又は出資金の額に満たない場合
における第2項の規定の適用については、
同項の表中「資本金等の額が」とあるの
は、「資本金の額及び資本準備金の額の
合算額又は出資金の額が」とする。

第46条第6項中「第2条第12号の7の
3」を「第2条第12号の7」に、「本項」
を「この項」に改める。

第48条第3項中「第2条第12号の7の
2」を「第2条第12号の6の7」に改
める。

第51条第2項中「納期限前7日」を「納

期限」に改める。

第54条の2及び第55条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第68条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第84条第2項中「納期前7日」を「納期限」に改める。

第84条の2第2項及び第3項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第115条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第34条第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第35条の3第4項の規定による申告書の提出(第35条の4の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の

求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

る。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）、第13条（見出しを含む。）及び第13条の3中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

（亀岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 亀岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年亀岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「第77条の改正規定」を「第77条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「第51条の13第1項及び」の次に「第77条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分に限る。）並びに同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第5条」を

「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第77条」を「第77条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第77条第1号、第2号（「3,600円」に係る部分に限る。）及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（亀岡市都市計画税条例の一部改正）

第3条 亀岡市都市計画税条例（昭和32年亀岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第2項（見出しを含む。）、第3項から第6項までの規定、第7項（見出しを含む。）、第9項及び第10項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11項中「これらの規定」を「同条」に改める。

附則第13項中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公

布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の亀岡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 この条例による改正後の亀岡市都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

「揭示済」

規則

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月17日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第3号

亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市老人医療費支給条例施行規則（平成14年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条から第6条までを次のように改める。

第3条から第6条まで 削除

第7条第1項中「第5条」を「第4条」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) その者又はその者の配偶者若しくは扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年（1月から7月までの間の交付申請にあっては前前年）の所得等の額を明らかにする書類

第7条第1項第2号及び第3号を削り、同項中第4号を第2号とし、第5号を第3号とする。

第9条（見出しを含む。）中「有効期限」を「有効期間」に、「年の」を「期間の」に、「3月31日」を「7月31日」に改める。

第10条第1項中「第5条第3項」を「第4条第3項」に改め、同条第2項中「有効期限」を「有効期間」に改める。

第12条第1項中「第8条」を「第7条」に改める。

第15条第4項中「有効期限」を「有効期間」に、「年の」を「期間の」に、「3月31日」を「7月31日」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第8条関係）

表

(福) 福祉医療費受給者証		老
負担者番号		
公費負担医療の受給者番号		
受給者	居住地	京都府亀岡市
	氏名	
	生年月日	年 月 日
一部負担金の割合		
有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
発行機関名及び印	京都府 亀岡市長	
交付年月日	年 月 日	

この証は、京都府以外では使用できません。

裏

注 意 事 項

- 1 この証は、保険医療機関等に保険の自己負担分のうち一部負担金を支払い、受診することができる証ですから大切に保持してください。
- 2 保険医療機関等において診療を受ける場合は、被保険者証（又は組合員証）に添えてこの証を必ず窓口へ提出してください。
- 3 氏名、居住地に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市町村長にその旨を届け出てください。
- 4 加入している医療保険又はその内容に変更があったときは、14日以内に市町村長にその旨を届け出てください。
- 5 この証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは再交付を受けてください。
- 6 有効期間を経過したとき又は資格がなくなったときは、この証を使用することができませんから、速やかに市町村長に返してください。
- 7 不正にこの証を使用した者は、刑法により罰せられることがあります。
- 8 往診の際の車代、薬の容器代、個室専用料、貴金属（金〔14金を除く〕、白金など）や特殊な補綴（義歯など）は保険の給付外であるため福祉医療費の支給対象とはならないのでご承知ください。

別記第11号様式中「別記」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年7月31日以前に65歳に達する者に係る老人医療費の受給資格については、この規則による改正後の亀岡市老人医療費支給条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日から平成27年7月31日までの間における新規則第9条及び第15条第4項の規定の適用については、これらの規定中「8月1日」とあるのは「4月1日」と、「翌年7月31日」とあるのは「7

月31日」とする。

4 この規則の施行の日前に受けた療養の給付に係る老人医療費の支給については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

「揭示済」

市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則をここに公布する。

平成27年3月25日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第4号

市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任することについて、必要な事項を定めるものとする。

(委任事項)

第2条 市長は、民法（明治29年法律第89号）第108条の規定による双方代理の禁止に抵触する契約行為に関する事務を亀岡市副市長事務担任規則（昭和38年亀岡市規則第9号）の規定により当該事務を担当する副市長に委任する。

(副市長の代理)

第3条 副市長に事故がある場合又は副市長が欠けた場合においては、前条中「亀岡市副市長事務担任規則（昭和38年亀岡市規則第9

号）の規定により当該事務を担当する副市長」とあるのは「亀岡市長の職務代理者の順序を定める規則（昭和46年亀岡市規則第4号）第2条に規定する順序による部長の職にある職員」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第5号

亀岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市事務分掌規則（平成12年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1健康福祉部の部子育て支援課の項中「保育係」を「保育幼稚園係」に改め、同部障害福祉課の項中「障害庶務係」を「障害総務係」に改め、同部健康増進課の項中「保健庶務係」を「健康企画係」に改め、同表産業観光部の部中「国営事業推進課」を「農地整備課」に改める。

別表第3企画管理部の部夢ビジョン推進課の項中「最高幹部会、部長会議、政策企画会議及び総務担当課長会議に関すること。」を

「最高幹部会、部長会議、政策企画会議及び総務担当課長会議に関すること。

総合教育会議に関すること。

に改め、同表生涯学習部の部人権啓発課の項中「市営篠共同浴場に関すること。」を削り、同部スポーツ推進課の項中「市民スポーツの普及」を「生涯スポーツの推進」に、「社会教育団体の指導者育成」を「スポーツ団体との連携及び指導者の指導育成」に改め、同表健康福祉部の部子育て支援課の項中「いきいきかめお かつこ未来プラン」を「次世代育成支援対策推進法（他の部課に属するものを除く。）」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子医療に関すること。」を

「ひとり親家庭医療に関すること。

子ども・子育て支援事業計画に関すること。」

に、「保育所の運営指導」を「保育所及び市立幼稚園の運営指導」に、「保育所の入退所」を「保育所及び市立幼稚園の入退所（園）」に、「その他保育に関すること。」を

「その他保育に関すること。

その他市立幼稚園（他の部課に属するものを除く。）に関すること。」

に、同部健康増進課の項中

「

献血の推進に関すること。

生涯健康管理システムに関すること。

健康づくり事業に関すること。

国民健康保険南丹病院組合との連絡調整に関すること。

地域医療連携の推進に関すること。

地域医療情報センターに関すること。

医療機関及び衛生諸団体との連絡調整に関すること。

各種防疫（ねずみ族及び昆虫等の駆除を除く。）に関すること。

かめおか健康プラン21に関すること。

感染症に関すること。

母子及び成人保健事業に関すること。

特定保健指導に関すること。

応急救護及び保健指導に関すること。

衛生思想の普及向上及び公衆衛生の改善指導に関すること。

結核予防に関すること。

発達相談に関すること。

妊産婦及び新生児訪問に関すること。

母子健康手帳の交付に関すること。

予防接種に関すること。

」

を

「
国民健康保険南丹病院組合との連絡調整に関する事
献血の推進に関する事
生涯健康管理システムに関する事
かめおか健康プラン21に関する事
健康づくり事業に関する事
地域医療連携の推進に関する事
地域医療情報センターに関する事
医療機関及び衛生諸団体との連絡調整に関する事
各種防疫（ねずみ族及び昆虫等の駆除を除く。）に関する事
母子及び成人保健事業に関する事
特定保健指導に関する事
応急救護及び保健指導に関する事
衛生思想の普及向上及び公衆衛生の改善指導に関する事
感染症に関する事
結核予防に関する事
予防接種に関する事
発達相談に関する事
妊産婦及び新生児訪問に関する事
母子健康手帳の交付に関する事
」

に改め、同表産業観光部の部中「国営事業推進課」を「農地整備課」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市文書取扱規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第6号

亀岡市文書取扱規則等の一部を改正する規則

(亀岡市文書取扱規則の一部改正)

第1条 亀岡市文書取扱規則（平成13年亀岡市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

農林振興課	農
国営事業推進課	国

」を

「

農林振興課	農林
農地整備課	農地

」に改める。

（亀岡市職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第2条 亀岡市職員の職の設置に関する規則（平成18年亀岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「館長」の次に「、園長」を加え、「主任、」を削り、「所長補佐」の次に「、副園長」を、「主幹養護師」の次に「、主幹教諭、主任」を、「主任養護師」の次に「、主任教諭、主任養護教諭」を、「保健師」の次に「、管理栄養士」を、「養護師」の次に「、教諭、養護教諭」を加える。

（出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正）

第3条 出納員及びその他の会計職員設置規則（昭和39年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表28の項中

「

国営事業推進課長	国営事業推進課担当職員
----------	-------------

」

を

「

農地整備課長	農地整備課担当職員
--------	-----------

」

に改め、同表中40の項を41の項とし、34の項から39の項までを1項ずつ繰り下げ、同表33の項中

「

33 市立幼稚園保育料の収納	教育総務課長	教育総務課担当職員 幼稚園長 幼稚園担当職員
----------------	--------	------------------------------

」

を

「

33 市立幼稚園保育料等の収納	教育総務課長 子育て支援課長	教育総務課担当職員 子育て支援課担当職員 幼稚園長及び幼稚園副園長
-----------------	-------------------	---

」

に改め、同項を同表34の項とし、同表中29の項から32の項までを1項ずつ繰り下げ、28の項の次に次のように加える。

29 都市計画図に係る費用の収納及び都市計画窓口閲覧システム情報に係る費用の収納	都市計画課長	都市計画課担当職員	
--	--------	-----------	--

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第7号

亀岡市臨時的任用職員取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市臨時的任用職員取扱規則（平成8年亀岡市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

143,736円
156,032円
161,968円
189,528円

」を

「

145,856円
158,152円
164,088円
191,648円

」に、

「

5,900円	4,450円	6,300円	800円
6,300円	4,800円	6,750円	/

」を

「

6,000円	4,550円	6,400円	810円
6,400円	4,850円	6,850円	/

」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第8号

亀岡市非常勤職員取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市非常勤職員取扱規則（平成8年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

1 嘱託職員報酬額表

職の区分	日 額	月 額
定型的な嘱託業務を行う職	7,100円 (974円)	122,400円 (4,219円)
一般的な資格又は知識経験等を要する嘱託業務を行う職	7,550円 (1,037円)	130,300円 (4,492円)
特定の資格又は知識経験等を要する嘱託業務を行う職	8,100円 (1,116円)	140,300円 (4,835円)
専門の資格及び知識経験を要する嘱託業務を行う職	8,700円 (1,195円)	150,200円 (5,179円)
特定の専門資格及び知識経験を要する嘱託業務を行う職	9,300円 (1,279円)	160,800円 (5,543円)
高度な専門資格及び知識経験を要する嘱託業務を行う職	9,800円 (1,349円)	169,600円 (5,847円)
特に高度な専門資格及び知識経験を要する嘱託業務を行う職	12,600円 (1,733円)	217,800円 (7,509円)
長期の特別の職務経験を要する嘱託業務を行う職	9,650円 (1,329円)	166,900円 (5,755円)
主任に相当する嘱託業務を行う職	11,600円 (1,598円)	200,800円 (6,923円)
特定の資格を要する主任に相当する嘱託業務を行う職	12,350円 (1,702円)	213,900円 (7,373円)
専門の資格を要する主任に相当する嘱託業務を行う職	13,100円 (1,805円)	226,800円 (7,820円)
再任用職員3級に相当する嘱託業務を行う職	14,050円 (1,932円)	242,800円 (8,372円)
再任用職員4級に相当する嘱託業務を行う職	15,200円 (2,090円)	262,700円 (9,056円)

(注)

- 1 日額欄の金額は、1日の勤務時間が7時間15分の職の場合の額とし、1日の勤務時間が7時間15分以外の職にあつては、当該欄のかつこ書の金額に勤務時間を乗じて得た額（50円未満の端数がある場合には、50円単位に切り上げた額）とする。
- 2 月額欄の金額は、週の勤務時間が29時間の職の場合の額とし、週の勤務時間が29時間以外の職にあつては、当該欄のかつこ書の金額に勤務時間を乗じて得た額（100円未満の端数がある場合には、これを切り上げた額）とする。

2 パートタイム職員報酬額表

職の区分	時間額	日 額
パートタイム職員の職	810円	時間額に1日の勤務時間を乗じて得た額

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第9号

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（平成14年亀岡市規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表一般社団法人又は一般財団法人の項中「財団法人亀岡市福祉事業団」を「公益財団法人亀岡市福祉事業団」に、「昭和58年1月25日」を「平成25年4月1日」に、「財団法人亀岡市農業公社」を「公益財団法人亀岡市農業公社」に、「平成9年12月10日」を「平成25年11月1日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第10号

亀岡市財務規則の一部を改正する規則

亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「教育長、」を削り、同条第14号中「並びに国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2」を「、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2」に改め、同条第20号中「第23条第2号」を「第21条第2号」に改める。

第48条の2第1項中「及び国民健康保険法第80条の2」を「、国民健康保険法第80条の2及び介護保険法第144条の2」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市立保育所条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第11号

亀岡市立保育所条例施行規則等の一部を改正する規則

(亀岡市立保育所条例施行規則の一部改正)

第1条 亀岡市立保育所条例施行規則(昭和48年亀岡市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 保育時間

平日 保育標準時間 午前7時30分から午後6時30分まで

保育短時間 午前8時から午後4時まで

土曜日 保育標準時間 午前7時30分から午後2時30分まで

保育短時間 午前8時から午後2時30分まで

第7条中「市長が」の次に「別に」を加える。

(亀岡市休日保育の実施に関する規則の一部改正)

第2条 亀岡市休日保育の実施に関する規則(平成17年亀岡市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第4条中「亀岡市保育の実施に関する条例(昭和62年亀岡市条例第6号)」を「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条」に改め、同条第3号中「市長」を「福祉事務所長」に改める。

第6条から第8条までの規定及び第10条中「市長」を「福祉事務所長」に改める。

別記第1号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市福祉事務所長」に改める。

別記第2号様式中「亀岡市長 印」を「亀岡市福祉事務所長 印」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(亀岡市一時保育の実施に関する規則の一部改正)

第3条 亀岡市一時保育の実施に関する規則(平成17年亀岡市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第5条、第7条から第9条までの規定及び第11条中「市長」を「福祉事務所長」に改める。

別記第1号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市福祉事務所長」に改める。

別記第2号様式中「亀岡市長 印」を「亀岡市福祉事務所長 印」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

(亀岡市立保育所延長保育実施規則の一部改正)

第4条 亀岡市立保育所延長保育実施規則（平成21年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（延長保育時間）

第2条 延長保育を実施する時間は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 亀岡市保育の必要性の認定基準及び支給認定事務等取扱規則（平成26年亀岡市規則第27号。以下「認定基準等規則」という。）の規定に基づき、保育標準時間認定を受けた児童 平日（亀岡市立保育所条例施行規則（昭和48年亀岡市規則第11号）第4条第2号に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午後6時30分から午後7時まで

(2) 認定基準等規則の規定に基づき、保育短時間認定を受けた児童 平日の午後4時から午後6時30分まで

第4条中「亀岡市保育の実施に関する条例（昭和62年亀岡市条例第6号）第2条」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条」に改める。

別表を次のように改める。

区分		延長保育料
保育標準時間認定児童	3歳未満児	月額1,500円
	3歳以上児	月額1,000円
保育短時間認定児童	3歳未満児	保育標準時間保育料と保育短時間保育料の差額
	3歳以上児	

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第2号様式中「3歳未満児 月額3,000円 3歳以上児 月額2,000円 ただし、年齢区分は平常保育の年齢区分によります。」を削り、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記第3号様式中「延長保育解除届書」を「延長保育解除届出書」に、「あて先」を「宛先」に、「届出ます」を「届け出ます」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第12号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例（平成27年亀岡市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）で使用用語の例による。

(保育料の額)

第3条 条例第2条第1項及び第2項に規定する規則で定める額（以下「保育料」という。）は、別表のとおりとする。

(保育料の徴収)

第4条 市長は、市が設置する特定教育・保育施設から教育・保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者（以下「納付義務者」という。）から前条に規定する保育料（当該支給認定保護者が本市の区域外に居住する場合にあっては、居住地の市町村が定める額）を徴収する。

2 市長は、法附則第6条第4項の規定により

同条第1項の特定保育所から保育を受けた保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から前条に規定する保育料を徴収する。

(保育料の納付)

第5条 納付義務者は、毎月の保育料を当該月の末日までに納付しなければならない。

2 前項の保育料は、納入通知書により指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関へ納付するものとする。

(保育料の減額)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条に規定する保育料を減額することができる。

(1) 支給認定保護者又はその扶養義務者若しくは同居する親族が疾病にかかり、又はその資産に災害を受け、その他やむを得ない事情等により保育料の一部を負担することができないものと認めた場合

(2) その他市長が必要と認めた場合

2 前項の規定により保育料の減額を受けようとする者は、保育料減額申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

(既納の保育料)

第7条 既納の保育料は、これを還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(滞納処分)

第8条 法附則第6条第7項又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第8項に該当する場合は、地方税の滞納処分の例により、処分することができるものとする。

2 前項の規定による滞納処分に関する事務を行う職員は、保育料の徴収に関する事務に従事する職員のうちから市長が命ずるものとする。

3 保育料の徴収及び滞納処分に従事する職員は、サービス中に別記第2号様式による職員証を携帯し、関係人の請求があるときは、これ

を提示しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(亀岡市保育所保育料徴収規則の廃止)

2 亀岡市保育所保育料徴収規則(昭和62年亀岡市規則第7号)は、廃止する。

(亀岡市保育所保育料徴収規則の廃止に伴う経過措置)

3 廃止前の亀岡市保育所保育料徴収規則の規定により徴収する保育料は、なお従前の例による。

別表(第3条、第7条関係)

1 保育料徴収基準表(教育標準時間認定(1号給付))

階層区分	定義	保育料(月額)	
		各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分	保育料(月額)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円	0
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯及び市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税世帯		3,000
C1	A階層を除き、市町村民税課税世帯のうち77,100円以下		11,000
C2	世帯であって、その所得割の区分が次の区分に該当する世帯		14,100
C3	分が次の区分に該当する世帯		17,700

2 保育料徴収基準表(保育標準時間認定(2号・3号給付))

階層区分	定義	保育料(月額)			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円	0	円	0
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	2,500	1,800	1,800	
C1	A階層を除き、市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税世帯	10,300	7,100	7,100	
C2	A階層を除き、1円以上 前年度分の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	12,000	9,500	9,500	
C3	10,000円未満	13,800	11,100	11,100	
C4	48,600円以上	16,800	12,200	12,200	
C5	57,000円未満	18,700	14,600	14,600	
C6	63,000円以上	22,100	18,000	18,000	
C7	67,000円未満	28,800	23,800	23,000	
C8	77,000円以上	30,000	27,000	26,000	
C9	97,000円未満	38,500	31,500	26,400	
C10	110,000円未満	43,000	32,000	26,800	
C11	130,000円以上	44,000	32,400	26,900	
C12	150,000円未満	44,500	32,500	27,000	
C13	169,000円以上	55,000	32,700	27,200	
C14	301,000円未満	56,500	32,800	27,300	
C15	397,000円以上	72,800	41,900	32,900	

3 保育料徴収基準表（保育短時間認定（2号・3号給付））

階層区分	定義	保育料（月額）			
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0	円 0	
B	A階層を除き、市町村民税非課税世帯	2,000	1,300	1,300	
C1	A階層を除き、市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税世帯	8,500	5,900	5,900	
C2	A階層を除き、前年度分の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	10,200	8,200	8,200	
C3	10,000円未満	11,800	9,700	9,700	
C4	48,600円以上	14,600	10,600	10,600	
C5	57,000円未満	16,100	12,600	12,600	
C6	63,000円以上	18,900	15,600	15,600	
C7	67,000円未満	24,300	21,300	20,500	
C8	77,000円以上	27,000	24,400	23,400	
C9	97,000円未満	33,000	28,900	23,800	
C10	110,000円以上	40,000	29,400	24,200	
C11	130,000円以上	42,000	29,800	24,300	
C12	150,000円以上	43,900	29,900	24,400	
C13	169,000円以上	49,500	30,100	24,600	
C14	301,000円以上	51,000	30,200	24,700	
C15	397,000円以上	67,300	39,400	30,400	

備考

- これらの表における年齢計算については、特定教育・保育施設及び特定地域型事業保育の利用が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は、当該年度中に限り変更しないものとする。
- これらの表において「教育標準時間認定」とは法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども区分に係るものの認定を、「保育標準時間認定」とは子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均27.5時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定を、「保育短時間認定」とは同項の規定による1月当たり平均20.0時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
- これらの表においてB階層に認定した世帯のうち次の各号のいずれかに該当する場合の保育料は、無料とする。
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - 在宅障害児（者）のいる世帯
- 1の表において、小学校1年生から3年生までの兄又は姉を有し、小学校3年生以下の年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部（以下「発達支援等」という。）等に入学し、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援（以下「発達支援等」という。）を利用している場合において、当該2人目以降の子どもが教育標準時間認定を受けた場合の保育料は、次のとおりとする。
 - 2人目の子どもに係る保育料は、当該子どもの属する世帯の階層区分における保育料の1/2とする。
 - 3人目以降の子どもに係る保育料は、無料とする。
- 2の表及び3の表において、同一世帯から2人以上の子どもが同時に教育・保育施設等に入所し、又は発達支援等を利用している場合において、当該2人以上の子どものうち年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育認定を受けた場合の保育料は、次のとおりとする。
 - 2人目の子どもに係る保育料は、当該子どもの属する世帯の階層区分における保育料の1/2とする。
 - 3人目以降の子どもに係る保育料は、無料とする。
- これらの表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第29.2条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項、第314条の8、第314条の9及び附則第5条の4の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

第2号様式 (第8条関係)

保育料減額申請書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

保護者
住 所
氏 名
施設名
児童名

印

(表)

第 号	契印
亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料徴収及び滞納処分職員証	
写 真	所 属 亀岡市 職 氏名 課 年 月 日生
年 月 日 発行	契印 亀岡市長 印

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則第6条の規定により、保育料の減額を申請します。

記

減額を必要とする理由

(裏)

- 1 本証は、亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則に規定する保育料の徴収及び滞納処分に關する事務を行うときは、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間は、発行の日から1年とする。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第13号

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市介護保険条例施行規則（平成12年亀岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第20条中「介護保険高額介護サービス費等支給申請書」を「介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書」に改める。

第22条第2項中「介護保険利用者負担額減額・免除決定通知書」を「介護保険負担限度額、利用者負担額減額・免除認定決定通知書」に改める。

第23条第2項中「介護保険特定利用者負担額減額・免除決定通知書」を「介護保険特定負担限度額認定、利用者負担額減額・免除決定通知書」に改める。

第24条第2項中「介護保険負担限度額認定決定通知書（別記第21号様式）」を「介護保険負担限度額、利用者負担額減額・免除認定決定通知書」に改める。

第25条第2項中「介護保険特定負担限度額認定決定通知書（別記第24号様式）」を「介護保険特定負担限度額認定、利用者負担額減額・免除決定通知書」に改める。

別表中

<p>条例第10条第1項第2号に該当する者</p>	<p>条例第3条第1項第2号に該当し、かつ、次のいずれかに該当するとき。 ア 全ての世帯員の前年の収入金額（その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合にあっては、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）をいう。以下この表において同じ。）の合算額が40万円（第1号被保険者の属する世帯に当該第1号被保険者以外の者があるときは、40万円に当該第1号被保険者以外の者1人につき40万円を加算した額。以下「第2段階減免基準収入額」という。）以下で、かつ、当年（保険料の賦課期日の属する年をいう。以下この表において同じ。）の収入金額の合算額が第2段階減免基準収入額以下と見込まれる世帯に属する者（保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。）であって、施行令第39条第1項第1号ハに規定する者に準ずると市長が認めるとき。 イ 省令第83条第1項第2号又は第3号に規定する事情により、全ての世帯員の前年の収入の合計と比較してこれらの者の当年の収入の合計が著しく減少していると見込まれる世帯（これらの者の収入金額の合算額が、第2段階減免基準収入額以下である者に限る。）に属する者（保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。）であって、施行令第39条第1項第1号ハに規定する者に準ずると市長が認めるとき。</p>	<p>条例第3条第1項第2号に定める保険料と同項第1号に定める保険料との差額</p>	<p>市長が必要と認める書類</p>
	<p>条例附則第3条に該当し、かつ、次のいずれかに該当するとき。 ア 全ての世帯員の前年の収入金額の合算額が100万円（第1号被保険者の属する世帯に当該第1号被保険者以外の者があるときは、</p>	<p>条例附則第3条に定める保険料と条例第3条第1項第2号に定める保険料との差額</p>	<p>市長が必要と認める書類</p>

	<p>100万円に当該第1号被保険者以外の者1人につき40万円を加算した額。以下「第3段階減免基準収入額」という。)以下で、かつ、当年の収入金額の合算額が第3段階減免基準収入額以下と見込まれる世帯に属する者(保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。)であって、施行令第39条第1項第2号ロに規定する者に準ずると市長が認めるとき。</p> <p>イ 省令第83条第1項第2号又は第3号に規定する事情により、全ての世帯員の前年の収入の合計と比較してこれらの者の当年の収入の合計が著しく減少していると思込まれる世帯(これらの者の収入金額の合算額が、第3段階減免基準収入額以下である者に限る。)に属する者(保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。)であって、施行令第39条第1項第2号ロに規定する者に準ずると市長が認めるとき。</p>		
	<p>条例第3条第1項第3号に該当し、かつ、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 全ての世帯員の前年の収入金額の合算額が130万円(第1号被保険者の属する世帯に当該第1号被保険者以外の者があるときは、130万円に当該第1号被保険者以外の者1人につき40万円を加算した額。以下「第4段階減免基準収入額」という。)以下で、かつ、当年の収入金額の合算額が第4段階減免基準収入額以下と見込まれる世帯に属する者(保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。)であって、施行令附則第16条第2項に規定する者に準ずると市長が認めるとき。</p> <p>イ 省令第83条第1項第2号又は</p>	<p>条例第3条第1項第3号に定める保険料と条例附則第3条に定める保険料との差額</p>	<p>市長が必要と認める書類</p>

第3号に規定する事情により、全ての世帯員の前年の収入の合計と比較してこれらの者の当年の収入の合計が著しく減少していると見込まれる世帯（これらの者の収入金額の合算額が、第4段階減免基準収入額以下である者に限る。）に属する者（保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。）であって、施行令附則第16条第2項に規定する者に準ずると市長が認めるとき。

を
「

<p>条例第10条第1項第2号に該当する者</p>	<p>条例第3条第1項第2号に該当し、かつ、次のいずれかに該当するとき。 ア 全ての世帯員の前年の収入金額（その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合にあっては、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）をいう。以下この表において同じ。）の合算額が100万円（第1号被保険者の属する世帯に当該第1号被保険者以外の者があるときは、100万円に当該第1号被保険者以外の者1人につき40万円を加算した額。以下「第2段階減免基準収入額」という。）以下で、かつ、当年（保険料の賦課期日の属する年をいう。以下この表において同じ。）の収入金額の合算額が第2段階減免基準収入額以下と見込まれる世帯に属する者（保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。）であって、施行令第39条第1項第1号ニに規定する者に準ずると市長が認めるとき。 イ 省令第83条第1項第2号又は第3号に規定する事情により、全ての世帯員の前年の収入の合計と</p>	<p>条例第3条第1項第2号に定める保険料と同条第2項に定める保険料との差額</p>	<p>市長が必要と認める書類</p>
---------------------------	---	--	--------------------

	<p>比較してこれらの者の当年の収入の合計が著しく減少していると思われる世帯（これらの者の収入金額の合算額が、第2段階減免基準収入額以下である者に限る。）に属する者（保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。）であって、施行令第39条第1項第1号ニに規定する者に準ずると市長が認めるとき。</p>		
	<p>条例第3条第1項第3号に該当し、かつ、次のいずれかに該当するとき。 ア 全ての世帯員の前年の収入金額の合算額が130万円（第1号被保険者の属する世帯に当該第1号被保険者以外の者があるときは、130万円に当該第1号被保険者以外の者1人につき40万円を加算した額。以下「第3段階減免基準収入額」という。）以下で、かつ、当年の収入金額の合算額が第3段階減免基準収入額以下と見込まれる世帯に属する者（保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。）であって、施行令第39条第1項第2号ロに規定する者に準ずると市長が認めるとき。 イ 省令第83条第1項第2号又は第3号に規定する事情により、全ての世帯員の前年の収入の合計と比較してこれらの者の当年の収入の合計が著しく減少していると思われる世帯（これらの者の収入金額の合算額が、第3段階減免基準収入額以下である者に限る。）に属する者（保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者と生計を共にする者及び保険料の賦課期日の属する年度分の市町村民税を課される者の扶養を受けている者を除く。）であって、施行令第39条第1項第2号ロに規定する者に準ずると市長が認めるとき。</p>	<p>条例第3条第1項第3号に定める保険料と同項第2号に定める保険料との差額</p>	<p>市長が必要と認める書類</p>

に改める。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第12条関係）

介護保険 要介護認定・要支援認定区分変更申請書

(宛先) 亀岡市長
次のとおり申請します。

被 保 険 者	被保険者番号	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	申請年月日	年	月	日
	フリガナ	-----												生年月日	明・大・昭	年	月	日		
	氏名													性別	男・女					
	住所	〒																		
		電話番号																		
	前回の要介護認定の結果等	要介護状態区分 1 2 3 4 5					要支援状態区分 1 2													
	変更申請の理由	有効期間 年 月 日から 年 月 日																		
	過去6月間の介護保険施設医療機関等入院、入所の有無	介護保険施設の名称等・所在地					期間					年 月 日～ 年 月 日								
		介護保険施設の名称等・所在地					期間					年 月 日～ 年 月 日								
		医療機関等の名称等・所在地					期間					年 月 日～ 年 月 日								
有・無	医療機関等の名称等・所在地					期間					年 月 日～ 年 月 日									

提出 代 行 者	名称	該当に○ (地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設) ㊟														
	住所	〒														
電話番号																

主 治 医	主治医の氏名						医療機関名									
	所在地	〒														
電話番号																

第二号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者）のみ記入（医療保険被保険者証の写しを添付）

医療保険者名						医療保険被保険者証記号番号									
特定疾病名															

介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成するため必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書を、亀岡市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

本人氏名

別記第13号様式を次のように改める。

第13号様式（第20条関係）

介護保険高額介護（予防）サービス費支給申請書

フリガナ 被保険者氏名		保険者番号																		
		被保険者番号																		
生年月日		性別																		
住 所																				
		氏 名		生年月日		性別														
世帯 構 成	世帯主																			
	世帯員																			
<p>(宛先) 亀岡市長</p> <p>上記のとおり高額介護（予防）サービス費の支給を申請します。 なお、すでに支給済みの高額介護（予防）サービス費について、過誤調整等により支給額の減額の決定がなされた場合、今回以降の高額介護（予防）サービス費の支給額と差額の調整を行うことに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所 電話番号</p> <p>申請者 氏名 ④ 本人との関係（ ）</p>																				

注意 ・今回の支給以降、高額介護（予防）サービス費が支給される場合、申請手続きは不要となります。また、支給金額は今回申請した指定口座に振り込まれます。
 ・給付制限を受けている方については、高額介護（予防）サービス費の支給ができない場合があります。

高額介護（予防）サービス費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込 依頼欄	銀行 信用金庫 農協		本店 支店 出張所		種 別	口 座 番 号														
	金融機関コード		店舗コード			1.普通預金 2.当座預金 9.その他														
	フリガナ																			
	口座名義人																			

亀岡市記入欄

区分	世帯集約番号	給付制限状況	備 考
1 単 独 2 合 算		有・無 給付割合	

別記第15号様式を次のように改める。

第15号様式（第22条・第24条関係）

様

亀岡市長

印

介護保険負担限度額、利用者負担額減額・免除認定決定通知書

先に申請のありました、食費・居住費に係る負担限度額、利用者負担額減額・免除認定については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号																		
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

決定年月日	年	月	日
-------	---	---	---

決定事項			
1 承認する	適用年月日	年	月 日
	有効期限	年	月 日
2 承認しない	理由		

<お問い合わせ先>

亀岡市役所 課
京都府亀岡市安町野々神8番地 電話 0771- -

不服の申立

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、京都府介護保険審査会に審査請求をすることができます。

<問い合わせ先>

京都府介護保険審査会
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話 075-414-4674

また、審査請求に対する裁決があり、なおこの処分について不服があるときは、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内（6ヶ月以内であっても裁決の日から1年以内）に亀岡市を被告として（亀岡市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、次のいずれかの場合を除き、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。①審査請求があった日から3ヶ月を経過していても裁決がないとき②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

別記第18号様式を次のように改める。

第18号様式（第23条・第25条関係）

様

亀岡市長

印

介護保険特定負担限度額認定、利用者負担額減額・免除決定通知書
 （特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）

先に申請のありました、特定負担限度額認定、利用者負担額減額・免除については下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号												
--------	--	--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

決定年月日	年	月	日
-------	---	---	---

決定事項			
1 承認する	適用年月日	年	月 日
	有効期限	年	月 日
2 承認しない	理由		

<お問い合わせ先>

亀岡市役所 課
 京都府亀岡市安町野々神8番地 電話 0771- -

不服の申立

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、京都府介護保険審査会に審査請求をすることができます。

<問い合わせ先>

京都府介護保険審査会
 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 電話

また、審査請求に対する裁決があり、なおこの処分について不服があるときは、裁決書を受け取った日の翌日から起算して6ヶ月以内（6ヶ月以内であっても裁決の日から1年以内）に亀岡市を被告として（亀岡市長が被告の代表者となります。） 処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、次のいずれかの場合を除き、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。①審査請求があった日から3ヶ月を経過していても裁決がないとき②処分、処分の執行または手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

別記第21号様式を次のように改める。

第21号様式 削除

別記第24号様式を次のように改める。

第24号様式 削除

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市景観条例施行規則をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第14号

亀岡市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び亀岡市景観条例（平成27年亀岡市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び条例の例による。

(工作物)

第3条 条例第2条第4号に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 垣、柵、塀、門その他これらに類するもの

- (2) 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの

- (3) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設

- (4) 煙突、排気塔その他これらに類するもの

- (5) 物見塔、電波塔その他これらに類するもの（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物（以下「屋外広告物」という。）に該当するものを除く。）

- (6) 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの

- (7) 自動車車庫の用に供する立体的施設

- (8) 街路灯、照明灯その他これらに類するもの

- (9) 彫像、記念碑その他これらに類するもの

- (10) 擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの

- (11) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（屋外広告物に該当するものを除く。）

- (12) アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類するもの

- (13) 汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの

- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定するもの

(事前協議)

第4条 条例第10条に規定する協議書は、亀岡市景観事前協議書（別記第1号様式）とする。

2 前項の協議書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、市長は、当該図書の一部を添付する必要がないと認めるときは、当該図書の一部の添付を省略させることができる。

- (1) 位置図

- (2) 配置図
- (3) 立面図（各面及び彩色）
- (4) 外構図
- (5) 植栽配置図
- (6) 現況カラー写真
- (7) その他市長が必要と認める図書
（行為の届出）

第5条 法第16条第1項又は第2項に規定する行為の届出は、亀岡市景観計画区域内における行為届出書（別記第2号様式）又は亀岡市景観計画区域内における行為変更届出書（別記第3号様式）により、行うものとする。

2 条例第14条に規定する規則で定める添付図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 外構図
- (2) 植栽配置図
- (3) 立面図（各面及び彩色）
- (4) 各階平面図
- (5) 断面図
- (6) 見付面積計算表
- (7) その他市長が必要と認める図書

3 第1項に規定する届出書には、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項各号に掲げる図書のうち当該届出に係るもの又は当該変更届出に係るものを添付しなければならない。ただし、市長が特に添付を要しないと認めるものについては、この限りでない。

（国の機関等の行為の通知）

第6条 法第16条第5項の規定により、国の機関又は地方公共団体が行う通知は、亀岡市景観計画区域内における行為（変更）通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

2 前項に規定する通知書に添付する図書は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。
（適合通知）

第7条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、そ

の届出に係る行為が亀岡市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、亀岡市景観計画区域内における行為制限の適合通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（景観計画区域内における届出を要しない行為）

第8条 条例第11条各号に規定する規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 条例第11条第1号に規定する行為は別表第1に掲げる行為
- (2) 条例第11条第2号に規定する行為は別表第2に掲げる行為
（行為の中止）

第9条 条例第12条に規定する届出は、亀岡市景観計画区域内における行為中止届出書（別記第6号様式）により行うものとする。
（行為の完了）

第10条 条例第13条に規定する届出は、亀岡市景観計画区域内における行為完了届出書（別記第7号様式）により行うものとする。

2 前項の行為完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (2) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
- (3) 2方向以上から撮影した当該届出に係る行為が完了した後の状況を示す写真（色彩を識別することのできるものに限る。）
- (4) その他市長が必要と認める図書
（勧告）

第11条 法第16条第3項に規定する勧告は、勧告書（別記第8号様式）により行うものとする。
（公表）

第12条 条例第17条第1項に規定する公表は、次に掲げる事項について、告示、公報への掲載その他の方法により行うものとする。

- (1) 法第16条第3項に規定する勧告に従わなかった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 公表の理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（景観重要建造物の指定の提案）

第13条 法第20条第1項又は第2項に規定する提案は、亀岡市景観重要建造物指定提案書（別記第9号様式）により行うものとする。
（景観重要建造物の標識）

第14条 法第21条第2項に規定する標識は、別記第10号様式による。
（景観重要建造物の現状変更の許可の申請）

第15条 法第22条第1項の許可の申請は、亀岡市景観重要建造物現状変更許可申請書（別記第11号様式）によるものとする。
（景観重要樹木の指定の提案）

第16条 法第29条第1項又は第2項に規定する提案は、亀岡市景観重要樹木指定提案書（別記第12号様式）により行うものとする。
（景観重要樹木の標識）

第17条 法第30条第2項に規定する標識は、別記第13号様式による。
（景観重要樹木の現状変更の許可の申請）

第18条 法第31条第1項の許可の申請は、亀岡市景観重要樹木現状変更許可申請書（別記第14号様式）によるものとする。
（身分証明書）

第19条 法第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第15号様式）とする。
（景観協定の認可）

第20条 法第81条第4項又は第90条第1項の規定による景観協定の認可の申請は、亀岡市景観協定認可申請書（別記第16号様式）により行うものとする。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 法第81条第2項各号及び第3項に掲げる事項を定めた景観協定書（以下「景観協定書」という。）
- (2) 景観協定の目的となる土地の区域（以下「景観協定区域」という。）を表示した図面

(3) 法第81条第1項に規定する土地所有者等（以下「土地所有者等」という。）の全員（当該景観協定区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者を除く。以下同じ。）の景観協定に関する合意を証する書類

(4) 景観協定区域内の土地の所在、地番、面積及び地目並びに土地所有者等の住所、氏名（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名）及びその有する権利の種類を記載した書類

(5) 認可の申請をしようとする者が代表者であることを証する書類

(6) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の申請について認可をしたときは、当該申請者に対して、亀岡市景観協定認可通知書（別記第17号様式）により通知するものとする。

4 市長は、第1項の申請について認可をしなかったときは、当該申請者に対して、理由を付した文書によりその旨を通知するものとする。

（景観協定の変更）

第21条 法第84条第1項の規定による景観協定の変更認可の申請は、亀岡市景観協定変

更認可申請書（別記第18号様式）により行うものとする。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 変更後の景観協定書
- (2) 景観協定を変更した理由書
- (3) 景観協定区域を表示した図面（景観協定区域を変更した場合に限る。）
- (4) 景観協定区域内における土地所有者等の全員の合意により、当該景観協定を変更することを証する書類
- (5) 変更認可の申請をしようとする者が代表者であることを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の申請について認可をしたときは、当該申請者に対して、亀岡市景観協定変更認可通知書（別記第19号様式）により通知するものとする。

4 市長は、第1項の申請について認可をしなかったときは、当該申請者に対して、理由を付した文書によりその旨を通知するものとする。

（景観協定の廃止）

第22条 法第88条第1項の規定による景観協定の廃止認可の申請は、亀岡市景観協定廃止認可申請書（別記第20号様式）により行うものとする。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 景観協定を廃止した理由書
- (2) 景観協定区域内における土地所有者等の過半数の合意により、当該景観協定を廃止することを証する書類
- (3) 廃止認可の申請をしようとする者が代表者であることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の申請について認可をしたときは、当該申請者に対して、亀岡市景観協

定廃止認可通知書（別記第21号様式）により通知するものとする。

4 市長は、第1項の申請について認可をしなかったときは、当該申請者に対して、理由を付した文書によりその旨を通知するものとする。

（景観まちづくり市民団体の認定の要件）

第23条 条例第26条第1項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 団体構成員の3分の2以上の者が団体の活動区域内の住民その他の利害関係者であること。
- (2) 団体の行う活動が関係者の所有権及びその他の財産権を不当に制限するものでないこと並びに関係法令に違反しないこと。
- (3) 宗教活動、政治活動又は破壊活動を目的とする団体でないこと。
- (4) 次条に定める要件を具備した団体規約が定められていること。

（景観まちづくり市民団体の規約の要件）

第24条 前条第4号に規定する要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 設立目的
- (2) 名称
- (3) 活動区域
- (4) 活動内容
- (5) 事務所の所在地
- (6) 構成員及び役員の名氏並びに住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者氏名）
- (7) 役員の数、任期、職務の分担及び選任方法に関する事項
- (8) 会議に関する事項
- (9) 会費及び会計に関する事項

（景観まちづくり市民団体の認定）

第25条 条例第26条第4項に規定する認定の申請は、亀岡市景観まちづくり市民団体認定申請書（別記第22号様式）により行うも

のとする。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 団体規約
- (2) 活動区域を示す図面
- (3) 構成員及び役員の名簿
- (4) 認定の申請をしようとする者が代表者であることを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、第1項の申請について認定をしたときは、当該申請者に対して、文書により通知するものとする。

4 市長は、第1項の申請について認定しなかったときは、当該申請者に対して、理由を付した文書によりその旨を通知するものとする。

(変更の届出)

第26条 条例第26条第5項に規定する届出は、亀岡市景観まちづくり市民団体変更届出書(別記第23号様式)により行うものとする。

2 前項の変更届出書には、前条第2項各号に掲げる図書のうちその内容が変更されたものを添付しなければならない。

(景観まちづくり市民団体の認定の取消)

第27条 市長は、条例第26条第6項の規定により亀岡市景観まちづくり市民団体の認定を取り消したときは、当該申請者に対して、理由を付した文書によりその旨を通知するものとする。

(審議会の運営)

第28条 条例第33条の規則で定める審議会の運営について必要な事項は、次のとおりとする。

2 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開く

ことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

6 審議会の庶務は、まちづくり推進部都市計画課において処理する。

7 審議会の運営に関し必要なその他の事項は、会長が別に定める。

(委任)

第29条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

別記第1号様式(第4条関係)

年 月 日

亀岡市景観事前協議書

(宛先) 亀岡市長

住所
氏名
電話番号

㊟

亀岡市景観条例第10条及び亀岡市景観条例施行規則第4条の規定により、関係図書を添えて別紙のとおり申請します。

別紙

行為者 (建築主)	(住所) (氏名)	(電話番号)
代理者	(住所) (氏名)	(電話番号)
行為の場所	亀岡市	
用途地域	□防火地域 □準防火地域 □指定なし	
景観計画 区域の区分	□湯の花温泉景観形成地区 □自然景観形成地区 □景観計画区域(一般地区)	
行為の期間	年 月 日 ~ (完了予定日)	年 月 日
1 建築物の建築・工作物の築造		
区分	□新築 □増築 □改築 □移転 □外観の2分の1を超える変更	□修繕 □模様替 □色彩変更
主要用途	(構造: 一部)	階数:)
最高高さ	届出部分 m	
敷地面積	届出部分 m ²	合計 m ²
築造面積	届出部分 m ²	合計 m ²
延床面積	届出部分 m ²	外観変更に係る面の見付面積 m ²
外観変更面積 (見付面積)	届出部分 m ²	外観変更の割合 %
2 建築物に附属する工作物等		
区分	□新設 □増築 □改築 □移転 □外観の2分の1を超える変更	□修繕 □模様替 □色彩変更
用途	□門 □柵 □塙 □生垣 □その他 ()	
最高高さ	届出部分 m	
築造面積	届出部分 m ²	合計 m ²
外観変更面積 (見付面積)	届出部分 m ²	外観変更の割合 %
区分	□新設 □増築 □改築 □移転 □外観の2分の1を超える変更	□修繕 □模様替 □色彩変更
用途	□擁壁 □石積み □その他 ()	
最高高さ	届出部分 m	
築造面積	届出部分 m ²	合計 m ²
延長	届出部分 m	合計 m
外観変更面積 (見付面積)	届出部分 m ²	外観変更の割合 %

第2号様式(第5条関係)

亀岡市景観計画区域内における行為届出書

(宛先) 亀岡市長

住所 氏名 電話番号

行為の概要	駐車場	区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 外観の2分の1を超える変更 <input type="checkbox"/> 平面駐車場 <input type="checkbox"/> 立体駐車場(機械式を含む) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更
	屋根(カーポートを含む)	用途	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	
	最高高さ	届出部分	m	
	面積	既存部分	m ²	合計
	外観変更面積(見付面積)	外観変更に係る面の見付面積	m ²	外観変更の割合
			m ²	%
	駐輪場	区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 外観の2分の1を超える変更 <input type="checkbox"/> 平面駐輪場 <input type="checkbox"/> 機械式(立体)駐輪場(サイクルラックを含む) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更
	屋根(カーポートを含む)	用途	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	
	最高高さ	届出部分	m	
	築造面積	既存部分	m ²	合計
	外観変更面積(見付面積)	外観変更に係る面積	m ²	外観変更の割合
			m ²	%
	3. 建築物に附属する建築設備等	区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 移設 <input type="checkbox"/> 外観の2分の1を超える変更 <input type="checkbox"/> 室内機等 <input type="checkbox"/> ソーラーパネル等 <input type="checkbox"/> 受水槽 <input type="checkbox"/> 煙突 <input type="checkbox"/> 避雷針 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更
	屋根(カーポートを含む)	用途	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	
	最高高さ	届出部分	m	
	築造面積	既存部分	m ²	合計
	外観変更面積(見付面積)	外観変更に係る面積	m ²	外観変更の割合
			m ²	%
	4. 自動販売機(道路から見渡せる部分に設置するものに限る)	区分	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	
	屋外設置	用途	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	
	※事務処理欄			

備考 1 該当する□をチェックしてください。
 2 ※印欄は、記入しないでください。
 3 外観変更面積は、外観の2分の1を超える変更(修繕、模様替又は色彩変更)の場合のみ記入してください。
 4 この内容を確認するため、後日職員が現場確認を行うとともに、その際に写真を撮影することがあります。

別紙

行為の概要	行(建築主) (住所)(氏名) (電話番号)) 代理者 (住所)(氏名) (電話番号)) 行為の場所 亀岡市 用途地域 □防火地域 □準防火地域 □指定なし 景観計画区域 □都市景観形成地区 □瀬の花温景観形成地区 □自然景観形成地区 □景観計画区域(一般地区) 行為の期間 (着手予定日) 年 月 日 ~ (完了予定日) 年 月 日
1 建築物の建築・工作物の築造	区分 □新築 □増築 □改築 □移転 □外観の2分の1を超える変更 □修繕 □模様替 □色彩変更 主要用途 (構造: 一部 階数:) 最高高さ 届出部分 m 敷地面積 届出部分 m ² 合計 m ² 築造面積 届出部分 m ² 合計 m ² 延床面積 届出部分 m ² 合計 m ² 外観変更面積(見付面積) 届出部分 m ² 外観変更に係る面の見付面積 m ² 外観変更の割合 %
2 建築物に附属する工作物等	区分 □新設 □増築 □改築 □移転 □外観の2分の1を超える変更 □修繕 □模様替 □色彩変更 用途 □門 □柵 □塀 □生垣 □その他 () 最高高さ 届出部分 m 築造面積 届出部分 m ² 合計 m ² 外観変更面積(見付面積) 届出部分 m ² 外観変更に係る面の見付面積 m ² 外観変更の割合 %
3 建築物に附属する建築設備等	区分 □新設 □増築 □改築 □移転 □外観の2分の1を超える変更 □修繕 □模様替 □色彩変更 用途 □洗面化粧台 □キッチン □浴室等 □トイレ等 □その他 () 最高高さ 届出部分 m 築造面積 届出部分 m ² 合計 m ² 外観変更面積(見付面積) 届出部分 m ² 外観変更に係る面の見付面積 m ² 外観変更の割合 %

行為の概要	区分 □新設 □増設 □外観の2分の1を超える変更 □修繕 □模様替 □色彩変更 用途 □平面駐車場 □立体駐車場(機械式を含む) □その他 () 根拠 □有り □無し 最高高さ 届出部分 m 築造面積 届出部分 m ² 合計 m ² 外観変更面積(見付面積) 届出部分 m ² 外観変更に係る面の見付面積 m ² 外観変更の割合 %
3 建築物に附属する建築設備等	区分 □新設 □増設 □移設 □外観の2分の1を超える変更 □修繕 □模様替 □色彩変更 用途 □平面駐車場 □機械式(立体)駐車場(サイクルラックを含む) □その他 () 根拠 □有り □無し 最高高さ 届出部分 m 築造面積 届出部分 m ² 合計 m ² 外観変更面積(見付面積) 届出部分 m ² 外観変更に係る面の見付面積 m ² 外観変更の割合 %
4 自動販売機(道路から見渡せる部分に設置するものに限る)	区分 □新設 □増設 □移設 □外観の2分の1を超える変更 □修繕 □模様替 □色彩変更 用途 □室外機等 □ソーラーパネル等 □受水槽 □煙突 □避雷針 □その他 () 根拠 □有り □無し 最高高さ 届出部分 m 築造面積 届出部分 m ² 合計 m ² 外観変更面積(見付面積) 届出部分 m ² 外観変更の割合 %
5 屋外設置	区分 □有り □無し
※事務処理欄	

備考 1 該当する□をチェックしてください。
 2 ※印刷は、記入しないください。
 3 外観変更面積は、外観の2分の1を超える変更(修繕、模様替又は色彩変更)の場合のみ記入してください。
 4 この内容を確保するため、後日職員が現場確認を行うとともに、その際に写真を撮影することがあります。

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

亀岡市景観計画区域内における行為変更届出書

(宛先) 亀岡市長

住所氏名
電話番号

㊞

景観法第16条第2項の規定により、関係図書を添えて次とおり届け出ます。

行為の場所	亀岡市
景観計画区域の区分	<input type="checkbox"/> 都市景観形成地区 <input type="checkbox"/> 湯の花温泉景観形成地区 <input type="checkbox"/> 自然景観形成地区 <input type="checkbox"/> 景観計画区域(一般地区)
適合通知書の日付及び番号	年 月 日 第 号
変更部分に係る行為の着手予定日	年 月 日
変更部分に係る行為の完了予定日	年 月 日
変更事項	変更前 変更後
変更理由	
※事務処理欄	

備考 1 ※印欄は、記入しないください。
2 この届出書には、変更に係る図書を添付してください。

第4号様式(第6条関係)

年 月 日

亀岡市景観計画区域内における行為(変更)通知書

(宛先) 亀岡市長

国の機関又は
地方公共団体の名称
代表者

㊞

景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次とおり通知します。

事業者	(住所)(氏名)	(電話番号)
設計者	(住所)(氏名)	(電話番号)
施工者	(住所)(氏名)	(電話番号)
行為の場所	亀岡市	
用途地域	<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし	
景観計画区域の区分	<input type="checkbox"/> 都市景観形成地区 <input type="checkbox"/> 湯の花温泉景観形成地区 <input type="checkbox"/> 自然景観形成地区 <input type="checkbox"/> 景観計画区域(一般地区)	
行為の期間	(着手予定日) 年 月 日 ~ (完了予定日) 年 月 日	

行為の概要

1 建築物の建築・工作物の築造		□新築 □増築 □改築 □移転 □外観の2分の1を超える変更		□修繕 □模様替 □色彩変更
区分		(構造: 一部 階数:)		
主要用途	届出部分	m	既存部分	m
最高高さ		m		
敷地面積	届出部分	m ²	既存部分	m ²
築造面積	届出部分	m ²	既存部分	m ²
延床面積	届出部分	m ²	既存部分	m ²
外観変更面積(免付面積)	届出部分	m ²	外観変更に係る面の見付面積	m ²
			外観変更の割合	%
2 建築物に附属する工作物等				
区分		□新設 □増築 □改築 □移転 □外観の2分の1を超える変更		□修繕 □模様替 □色彩変更
用途	□門 □柵 □塀 □生垣 □その他()			
最高高さ	届出部分	m	既存部分	m
築造面積	届出部分	m ²	既存部分	m ²
外観変更面積(免付面積)	届出部分	m ²	外観変更に係る面	m ²
			外観変更の割合	%

第5号様式（第7条関係）

第 年 月 日
号 日

亀岡市景観計画区域区域内における行為制限の適合通知書

様

亀岡市長 図

年 月 日付で届出のあった行為については、亀岡市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めましたので通知します。

行為の概要	建築設備等	区 用	分 途	□新設 □増築 □改築 □移転	□外観の2分の1を超える変更	□修繕 □模様替 □色彩変更
	最高高さ	届出部分	既存部分	□擁壁 □石積み □その他	m	
	築造面積	届出部分	既存部分	合計	m ²	
	延長	届出部分	既存部分	合計	m	
	外観変更面積 (見付面積)	届出部分	既存部分	外観変更の割合	m ²	%
駐車場	区 用	分 途	□新設 □増築 □改築 □移転	□外観の2分の1を超える変更	□修繕 □模様替 □色彩変更	
	根	□平面駐車場 □立体駐車場 (機械式を含む)	□有り □無し			
	最高高さ	届出部分	既存部分	合計	m	
	面積	届出部分	既存部分	合計	m ²	
	外観変更面積 (見付面積)	届出部分	既存部分	外観変更の割合	m ²	%
駐輪場	区 用	分 途	□新設 □増築 □改築 □移転	□外観の2分の1を超える変更	□修繕 □模様替 □色彩変更	
	根	□平面駐車場 □立体駐車場 (機械式を含む)	□有り □無し			
	最高高さ	届出部分	既存部分	合計	m	
	面積	届出部分	既存部分	合計	m ²	
	外観変更面積 (見付面積)	届出部分	既存部分	外観変更の割合	m ²	%
3 建築物に附属する建築設備等						
建築設備全般	区 用	分 途	□新設 □増設 □移設	□外観の2分の1を超える変更	□修繕 □模様替 □色彩変更	
	根	□室外機等 □ソーラーパネル等 □受水槽 □煙突 □避雷針	□有り □無し			
	最高高さ	届出部分	既存部分	合計	m	
	面積	届出部分	既存部分	合計	m ²	
	外観変更面積 (見付面積)	届出部分	既存部分	外観変更の割合	m ²	%
4 自動販売機 (道路から見渡せる部分に設置するものに限る)						
屋外設置	□有り □無し					
※事務処理欄						

備考 1 該当する□をチェックしてください。
 2 ※印欄は、記入しないでください。
 3 外観変更面積は、外観の2分の1を超える変更（修繕、模様替又は色彩変更）の場合のみ記入してください。
 4 この内容を確認するため、後日職員が現場確認を行うとともに、その際に写真撮影することがあります。

届出者	亀岡市
行為の場所	亀岡市
景観計画区域の区分	□都市景観形成地区 □自然景観形成地区 □湯の花温泉景観形成地区 □景観計画区域（一般地区）
行為の種別	
適合年月日及び番号	年 月 日 第 号
参考意見	

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

亀岡市景観計画区域区内における行為完了届出書

(宛先) 亀岡市長

住所 氏名 電話番号

亀岡市景観条例第13条及び亀岡市景観条例施行規則第10条の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

Table with 2 columns: 行為の場所 (亀岡市) and 景観計画区域の区分 (都市景観形成地区, 自然景観形成地区, 湯の花温泉景観形成地区, 景観計画区域(一般地区)). Includes fields for 適合通知書の日付及び番号 and 行為の種類 (建築物の新築, 増築, 改築, etc.).

備考 1 該当する□をチェックしてください。 2 この届出書には、次の図書を添付してください。 (1) 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの (2) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの (3) 2方向以上から撮影した当該届出に係る行為が完了した後の状況を示す写真(色彩を識別することのできるものに限る。)

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

亀岡市景観計画区域区内における行為中止届出書

(宛先) 亀岡市長

住所 氏名 電話番号

亀岡市景観条例第12条及び亀岡市景観条例施行規則第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

Table with 2 columns: 行為の場所 (亀岡市) and 景観計画区域の区分 (都市景観形成地区, 自然景観形成地区, 湯の花温泉景観形成地区, 景観計画区域(一般地区)). Includes fields for 適合通知書の日付及び番号 and 行為の種類 (建築物の新築, 増築, 改築, etc.).

第8号様式（第11条関係）

第 年 月 日
号

勸告書

様

亀岡市長 岡 国

年 月 日付けで届出のあった行為については、亀岡市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認められたので、景観法第16条第3項の規定により、次のとおり必要な措置をとるよう勸告します。

なお、この勸告に従わないときは、その旨を公表することがあります。

届出者	
行為の場所	亀岡市
行為の種類	
届出日及び 受付番号	年 月 日 第 号
勸告事項	

第9号様式（第13条関係）

年 月 日

亀岡市景観重要建造物指定提案書

(宛先) 亀岡市長

住所
氏名
電話番号

景観法第20条第1項又は第2項の規定により、関係図書を添えて次のとおり提案をします。

建造物の名称	
建造物の所在地	亀岡市
建造物の提案理由	

備考 この提案書には、省令第7条第1項の規定により、次の図書を添付してください。
 (1) 提案する建造物の敷地及び位置並びに当該敷地の周辺の状況を示す図面
 (2) 500分の1以上
 (3) 道路その他の公共の場所から撮影した建造物の写真
 (提案者以外に所有者又は占有者若しくは管理者がいるときは、所有者等全員の同意書)

第10号様式 (第14条関係)

亀岡市景観重要建造物

指定番号 亀岡市景観重要建造物第 号

指定年月日 年 月 日

景観重要建造物の名称

備考 大きさは、縦25センチメートル以上・横45センチメートル以上とする。

第11号様式 (第15条関係)

亀岡市景観重要建造物現状変更許可申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所 氏名 電話番号

景観法第22条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり申請します。

指定年月日及び指定番号	年月日	亀岡市景観重要建造物第 号
景観重要建造物の名称		
景観重要建造物の所在地	亀岡市	
景観重要建造物の所有者	(住所) (氏名) (連絡先)	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 部分撤去 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替え <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> その他 ()	
行為の箇所		
設計又は施工の方法		
行為の期間	年 月 日 ~ (完了予定日)	年 月 日
設計者	(住所) (氏名) (連絡先)	
施工者	(住所) (氏名) (連絡先)	
現状変更の理由		

- 備考 1 該当する□をチェックしてください。
 2 この申請書には、省令第9条第1項の規定により、次の図書を添付してください。
 (1) 現状変更の設計仕様書及び設計図
 (2) 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す図面 (縮尺2,500分の1以上)
 (3) 当該建造物及び現状変更しようとする箇所の写真
 (4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

第12号様式（第16条関係）

年 月 日

亀岡市景観重要樹木指定提案書

(宛先) 亀岡市長

住 所
氏 名
電話番号

④

景観法第29条第1項又は第2項の規定により、関係図書を添えて次のとおり提案をします。

樹木の樹種	
樹木の所在地	亀岡市
樹木の提案理由	

備考 この提案書には、省令第12条第1項の規定により、次の図書を添付してください。
 (1) 提案する樹木の位置及び周辺の状況を示す図面（2,500分の1以上）
 (2) 道路その他の公共の場所から撮影した樹木の写真
 (3) 提案者以外に所有者又は占有者若しくは管理者がいるときは、所有者等全員の同意書

第13号様式（第17条関係）

亀岡市景観重要樹木				
指 定 番 号	亀岡市景観重要樹木第	号		
指 定 年 月 日	年	月	日	
景観重要樹木の 名 称				

備考 大きさは、縦25センチメートル以上・横45センチメートル以上とする。

第14号様式(第18条関係)

亀岡市景観重要樹木現状変更許可申請書

(宛先) 亀岡市長

年 月 日

住所氏名
電話番号

㊞

景観法第31条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり申請します。

指定年月日及び指定制番号	年 月 日	亀岡市景観重要樹木第 号
景観重要樹木の名称		
景観重要樹木の所在地	亀岡市	
景観重要樹木の所有者	(住所) (氏名) (連絡先)	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> 移植 <input type="checkbox"/> その他 ()	
行為の箇所		
施行の方法		
行為の期間	(着手予定日) 年 月 日 ~ (完了予定日) 年 月 日	
施工者	(住所) (氏名) (連絡先)	
現状変更の理由		

備考 1 該当する□をチェックしてください。

2 この申請書には、省令第14条第1項の規定により、次の図書を添付してください。

- (1) 当該行為の施行方法を明らかにする図面
- (2) 当該樹木の位置及び周辺の状況を示す図面(縮尺2,500分の1以上)
- (3) 当該樹木及び現状変更をしようとする箇所の写真
- (4) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書

第15号様式(第19条関係)

(表)

写真	身分証明書	第 号
	所属 氏名 職名 生年月日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日
有効期限	年 月 日	亀岡市長 印

上記の者は、景観法(平成16年法律第110号)第23条第3項(同法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定により原状回復等を行う者であることを証明する。

(裏)

景観法(抜粋)

(原状回復命令等)
第23条(略)

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合には、これを提示しなければならない。

(原状回復命令等についての準用)
第32条 第23条の規定は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第2項において準用する第22条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合について準用する。この場合において、第23条第1項中「景観重要建築物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。

2 (略)

備考 大きさは、縦6センチメートル・横8.5センチメートルとする。

第17号様式(第20条関係)

第 年 月 日

様 宛
亀岡市長 宛

景観法第83条第1項又は第90条第2項の規定により、次のとおり景観協定を認可した
ので通知します。

景観協定の名称
景観協定の有効期間
景観協定の区域
認可年月日及び認可番号

Table with 4 columns: 景観協定の名称, 景観協定の有効期間, 景観協定の区域, 認可年月日及び認可番号

第16号様式(第20条関係)

年 月 日

景観協定認可申請書

(宛先) 亀岡市長

住所氏名電話番号
宛

景観法第81条第4項又は第90条第1項の規定により、次のとおり関係図書を添えて申請します。

Table with 2 columns: 景観協定の名称, 景観協定の有効期間. Includes fields for building types, construction types, and other landscape formation items.

備考 1 該当する□をチェックしてください。
2 この申請書には、次の図書を添付してください。

- (1) 景観協定書
(2) 景観協定の目的となる土地の区域を表示した図面
(3) 土地所有者等の全員の景観協定に関する合意を証する書類
(4) 景観協定区域内の土地の所在、地番、面積及び土地目並びに土地所有者等の住所、氏名及びその有する権利の種類を記載した書類
(5) 認可の申請をしようとする者が代表者であることを証する書類
(6) その他市長が必要と認める図書

第18号様式(第21条関係)

年 月 日

亀岡市景観協定変更認可申請書

第19号様式(第21条関係)

第 年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所氏名
電話番号

様

景観法第84条第1項の規定により、次のとおり関係図書を添えて申請します。

景観協定の名称		年 月 日	第 号
景観協定の有効期間及び認可番号			
景観協定の認可年月日及び認可番号	建築物の	<input type="checkbox"/> 形態意匠 <input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 位置 <input type="checkbox"/> 規模	に関する基準
	工作物の	<input type="checkbox"/> 用途 <input type="checkbox"/> 建築設備	
	屋外広告物の	<input type="checkbox"/> 位置 <input type="checkbox"/> 規模	
	樹林地、草地等の	<input type="checkbox"/> 掘出する物件の設置 <input type="checkbox"/> 緑化	
良好な景観の形成のために景観協定に定める事項	農用地の	<input type="checkbox"/> 保全 <input type="checkbox"/> 利用	に関する事項
	<input type="checkbox"/> その他良好な景観の形成		に関する事項
	<input type="checkbox"/> 協定に違反した場合の措置に関する事項		に関する事項
変更事項	<input type="checkbox"/> その他()	(変更前)	(変更後)
	土地の所有者	人	人
土地所有者等の内訳	建築物の所有を目的とする地上権を有する者	人	人
	建築物の所有を目的とする土地の賃借権を有する者	人	人
	景観法第91条第1項の規定により土地所有者等となされる借主	人	人
	景観法第91条第2項の規定により土地所有者等となされる借主	人	人
合計	人	人	人

亀岡市長

亀岡市景観協定変更認可通知書

景観法第84条第1項の規定により、次のとおり景観協定の変更を認可したので通知します。

景観協定の名称		年 月 日	第 号
変更する内容			
変更認可年月日及び変更認可番号		第 年 月 日	第 号

備考 1 該当する口をチェックしてください。

2 この申請書には、次の図書を添付してください。

- (1) 変更後の景観協定書
- (2) 変更理由書
- (3) 景観協定区域を変更した図面(景観協定区域を変更した場合に限る。)
- (4) 景観協定区域内における土地所有者等の全員の合意により、当該景観協定を変更することを証する書類
- (5) 変更認可の申請をしようとする者が代表者であることを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める図書

第20号様式(第22条関係)

年 月 日

亀岡市景観協定廃止認可申請書

(宛先) 亀岡市長

住所氏名
電話番号

印

第21号様式(第22条関係)

年 月 日

様

亀岡市長

印

景観法第88条第1項の規定により、次のとおり関係図書を添えて申請します。

景観協定の名称			
景観協定の有効期間			
景観協定の認可年月日及び認可番号	年 月 日	第 号	号
土地所有者等の内訳	協定の目的となる土地の所有者等の合計	左記人数のうち協定廃止合意者	人数
	土地の所有者	人	人
	建物の所有を目的とする地上権を有する者	人	人
	建物の所有を目的とする土地の賃借権を有する者	人	人
	景観法第14条第1項の規定により土地所有者等とみなされる借主	人	人
	景観法第14条第2項の規定により土地所有者等とみなされる借主	人	人
合計	人	人	人

備考

この申請書には、次の図書を添付してください。

- (1) 景観協定を廃止した理由書
- (2) 景観協定区域内における土地所有者等の過半数の合意により、当該景観協定を廃止することを証する書類
- (3) 廃止認可の申請をしようとする者が代表者であることを証する書類
- (4) その他市長が必要と認める図書

景観法第88条第1項の規定により、次のとおり景観協定の廃止を認可したので通知します。

亀岡市景観協定廃止認可通知書

景観協定の名称			
認可年月日及び認可番号	年 月 日	第 号	日 号
廃止認可年月日	年 月 日	年 月 日	日

第22号様式(第25条関係)

年 月 日

亀岡市景観まちづくり市民団体認定申請書

(宛先) 亀岡市長

住所氏名
電話番号

㊞

亀岡市景観条例第26条第4項及び亀岡市景観条例施行規則第25条の規定により、関係図書を添えて次のとおり申請します。

団体の名称	
団体の所在地	
団体の構成員	
団体の活動区域	
団体の活動内容	
※事務処理欄	(認定年月日) 年 月 日 (認定番号) 第 号

備考 1 ※印欄は、記入しないください。

2 この申請書には、次の図書を添付してください。

- (1) 団体規約
- (2) 活動区域を示す図面
- (3) 構成員及び役員の名簿
- (4) 認定の申請をしようとする者が代表者であることを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める図書

第23号様式(第26条関係)

年 月 日

亀岡市景観まちづくり市民団体変更届出書

(宛先) 亀岡市長

住所氏名
電話番号

㊞

亀岡市景観条例第26条第5項及び亀岡市景観条例施行規則第26条の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

団体の名称	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
変更事項及びその内容	
変更年月日	年 月 日

備考 この届出書には、変更に係る図書を添付してください。

「揭示済」

亀岡市財産区等基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第15号

亀岡市財産区等基金条例施行規則
の一部を改正する規則

亀岡市財産区等基金条例施行規則（昭和39年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「確定後直ちに」を「の生じた翌々年度まで」に改める。

別記第1号様式中「亀岡市長 様」を「（宛先）亀岡市長」に、「積立金額」を「積立額」に改める。

別記第2号様式中「積立金額」を「積立額」に改める。

別記第3号様式中「亀岡市長 様」を「（宛先）亀岡市長」に、「処分希望金額」を「処分希望額」に改める。

別記第4号様式中「処分許可金額」を「処分許可額」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第16号

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年亀岡市規則第72号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「104,530円」を「104,570円」に、「56,720円」を「56,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,270円」を「52,290円」に、「28,360円」を「28,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第19号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年3月2日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1912-41037

- 1 保険者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成26年4月1日
- 3 無効になる日
平成27年3月2日

「揭示済」

亀岡市告示第20号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年3月3日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2203-31008

- 1 保険者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成26年4月1日
- 3 無効になる日
平成27年3月3日

「揭示済」

亀岡市告示第21号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成27年3月6日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 送達する書類
還付通知書（未払分の還付加算金）
- 2 送達を受けるべき者
住所 省略

氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日

から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第22号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成27年3月11日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 送達する書類
 固定資産現所有者認定通知書
 固定資産価格等登録通知書
 平成26年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 送達を受けるべき者
 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第23号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年3月11日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0114-61026

- 1 保険者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成26年4月1日
- 3 無効になる日
 平成27年3月11日

「揭示済」

亀岡市告示第24号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年3月13日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0308-51050

1 保 険 者 亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日 平成26年4月11日

3 無効になる日 平成27年3月13日

「揭示済」

 亀岡市告示第25号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成27年3月16日

亀岡市長 栗山正隆

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	督促状 平成26年度第4期分 市府民税	省略	省略
2	督促状 平成26年度第4期分 市府民税	省略	省略
3	督促状 平成26年度第3期・ 第4期分 市府民税	省略	省略
4	督促状 平成26年度第3期・ 第4期分 市府民税	省略	省略
5	督促状 平成26年度第3期・ 第4期分 市府民税	省略	省略
6	督促状 平成26年度第3期分 市府民税	省略	省略
7	督促状 平成26年度第4期分 市府民税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第26号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年3月16日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0124-33011

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月1日

3 無効になる日

平成27年3月16日

「揭示済」

亀岡市告示第27号

亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金交付要綱（平成25年亀岡市告示第57号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月16日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「市内住民の」の次に「長期的かつ安定的な」を加える。

第3条中「助成金は」を「亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金（以下「助成金」という。）は」に改め、同条第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 対象労働者を雇用した日（パートタイマー、アルバイト及び契約社員等を正規雇用に切り替えた場合は、正規雇用としての労働契約を開始した日。以下「雇用開始日」という。）の前日から起算して6月前から申請日までの期間において、事業者都合による労働者の解雇をしていない事業者第4条第1号中「平成25年」を「平成27年」に、「平成28年」を「平成30年」に、「雇用された正規雇用労働者」を「正規雇用された者であること。」に改め、同条第2号中「雇用開始日（雇用保険加入日をもって雇用開始日とする。以下同じ。）から6月以上」を「申請日時点で」に改め、「住所を有する」の次に「65歳未満の」を加える。

第5条第1項中「200,000円」を「300,000円」に、「対象労働者1人目から」を「事業者に対して」に改め、同条第3項中「亀岡市内の」の次に「小学校、」を加える。

第6条第1項中第6号を第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 申請者の雇用保険事業所別被保険者台帳（喪失原因3「事業者都合による労働者の解雇」）照会結果

第6条第1項中第5号を第7号とし、同項第4号中「第5条第3項」を「前条第3項」に改め、同号を同項第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 対象労働者の雇用契約書又は労働条件通知書（雇用形態、雇用期間、就業時間、賃金体系等の労働条件が明示されているものに限る。）の写し

第6条第1項第3号中「（申請書の提出日前

1月以内に発行されたものに限る。)」を削り、同号を同項第4号とし、同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 助成金算定調書

附則第2項中「平成29年」を「平成31年」に改める。

別記第1号様式中

「

資本金又は出資金の総額	円
-------------	---

」

を

「

業 種 分 類	
資本金又は出資金の総額	円

」

に、「亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金調書」を「助成金算定調書」に改め、同様式の別紙を次のように改める。

(別紙) 亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金算定調書

事業所名				申請日	平成 年 月 日				
対象労働者	住 所	雇用開始日	正規 300,000円	加算額			計	備 考	
				障害者 100,000円	ふるさと加算				
					80,000円	出身校			
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
合 計									

※雇用開始日は正規雇用を開始した日を記入する。「ふるさと加算」対象者は出身校を記入する。

亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金 対象労働者名簿

フリガナ	雇用保険番号			
氏名			性別	
住所				
生年月日	昭和 平成	年	月	日
雇用開始日	昭和 平成	年	月	日

※雇用開始日は正規雇用を開始した日を記入する。年齢は雇用開始日時点での満年齢を記入する。

履歴（「ふるさと加算」対象者のみ記入）

卒業年月日	学校名（亀岡市内の学校のみ記入）	
	亀岡市立	小学校
	亀岡市立	中学校
	京都府立	高等学校
		大学

特記事項

フリガナ	雇用保険番号			
氏名			性別	
住所				
生年月日	昭和 平成	年	月	日
雇用開始日	昭和 平成	年	月	日

※雇用開始日は正規雇用を開始した日を記入する。年齢は雇用開始日時点での満年齢を記入する。

履歴（「ふるさと加算」対象者のみ記入）

卒業年月日	学校名（亀岡市内の学校のみ記入）	
	亀岡市立	小学校
	亀岡市立	中学校
	京都府立	高等学校
		大学

特記事項

別記第2号様式中「決定の日から」を「決定の日の翌日から」に改める。

附 則

（施行期日）

- この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

（経過措置）

- この要綱による改正前の亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金交付要綱第4条に規定する対象労働者で平成27年3月31日までに雇用されたものに係る助成金については、この要綱による改正後の亀岡市ものづくり産業雇用支援助成金交付要綱（以下「新要綱」という。）第4条の規定にかかわらず、その交付を申請することができる。この場合において、当該助成金の交付については、新要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第28号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成27年3月19日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

JR亀岡駅前自転車放置禁止区域

JR馬堀駅前自転車放置禁止区域

JR千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成27年3月19日（木）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 7台

5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第29号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項の規定により、平成27年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間及び縦覧場所を次のとおり定める。

平成27年3月20日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間 平成27年4月1日から
平成27年6月1日まで
（閉庁日を除く）

2 縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市総務部税務課

「揭示済」

亀岡市告示第30号

亀岡市指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する要綱（平成18年亀岡市告示第136号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

第6条第1項中「(区分の変更)」の次に「に係る」を加える。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第31号

亀岡市保育所保育料徴収嘱託員取扱要綱(平成15年亀岡市告示第17号)の一部を次のように改正する。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

第2条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第6条中「亀岡市保育所保育料徴収規則(昭和62年亀岡市規則第7号)」を「亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則(平成27年亀岡市規則第12号)」に改める。

第11条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「亀岡市長様」を「(宛先)亀岡市長」に改める。

別記第3号様式中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

「揭示済」

訓令

亀岡市訓令第2号

庁中一般

亀岡市財務規則の運用方針の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市財務規則の運用方針の一部を改正する訓令

亀岡市財務規則の運用方針（昭和40年亀岡市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 入札金額の内訳を記載した書類（以下「内訳書」という。）の提出を要する入札にあつては、内訳書を提出しない場合

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

亀岡市訓令第3号

庁中一般

亀岡市事務処理規程等の一部を改正する訓令

を次のように定める。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市事務処理規程等の一部を改正する訓令

（亀岡市事務処理規程の一部改正）

第1条 亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第35条（見出しを含む。）中「国営事業推進課長」を「農地整備課長」に改める。

（亀岡市工事請負業者選定事務処理要領の一部改正）

第2条 亀岡市工事請負業者選定事務処理要領（昭和45年亀岡市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第7条第2項中「、人権啓発課長」を削り、「国営事業推進課長」を「農地整備課長」に改める。

（亀岡市建設工事事故調査委員会設置要綱の一部改正）

第3条 亀岡市建設工事事故調査委員会設置要綱（平成16年亀岡市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、人権啓発課長」を削り、「国営事業推進課長」を「農地整備課長」に改める。

（亀岡市公共工事等入札・契約制度検討委員会設置要綱の一部改正）

第4条 亀岡市公共工事等入札・契約制度検討委員会設置要綱（平成19年亀岡市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、人権啓発課長」を削り、「国営事業推進課長」を「農地整備課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第8号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、平成27年4月23日（縦覧期間満了の日）までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、平成27年4月24日（縦覧期間満了の日の翌日）から平成27年5月8日までにこれを申し出ることができる。

平成27年3月24日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

自 平成27年3月25日

至 平成27年4月23日

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 谷 口 健 二
石 田 悦 男
島 田 千代美
植 木 多津子
佐 藤 英 夫

亀岡市公務災害補償等認定委員会委員に委嘱し
ます

(各 通) 名 倉 正 子
人 見 正
服 部 美智子

亀岡市公務災害補償等審査会委員に委嘱します
平成27年3月2日

(各 通) 小 島 義 秀
並 河 愛 子
菱 田 光 紀
福 井 英 昭
藤 本 弘

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します
任期は平成28年9月4日までとします
平成27年3月17日

(各 通) 石 田 武 夫
坂 本 智 明

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員の委嘱
を解きます
平成27年3月22日

(各 通) 大 西 章 弘
山 崎 正 則

亀岡市総合福祉センター運営委員会委員に委嘱
します
任期は平成27年8月31日までとします
平成27年3月23日

日下部 一 郎
亀岡市休日急病診療所薬剤師の委嘱を解きます
平成27年3月31日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第2号

住民監査請求の監査結果の勧告に基づく措置について、平成27年3月5日付けで亀岡市長から通知があったので、当該通知に係る事項を地方自治法第242条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月9日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員職務執行者 西村克己

1 通知文

26政第1074号
平成27年3月5日

亀岡市監査委員 関本孝一 様
亀岡市監査委員職務執行者 西村克己 様

亀岡市長 栗山正隆

住民監査請求の監査結果に基づく措置について

平成27年1月5日付け26監査第1050号で勧告のありました、住民監査請求に係る監査の結果については、本件「住民監査請求書」請求人から本監査結果を踏まえ、別途京都地方裁判所に亀岡市長栗山正隆に対し提訴されました。

そのため本市としては、本件訴訟を通じて本請求に対する考え方を明らかにしていく考えのため、現時点で監査結果に基づく措置を行えないと考えております。

また、事務改善として、協議記録等の報告文書の整理や測量業務の発注方法、契約・指示等の業務委託方法等の改善に努めているところです。

「揭示済」

亀岡市監査公表第3号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月30日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員職務執行者 西村克己

1 監査の種類 平成26年度定期監査

2 監査の対象及び期間等

	対 象	対象期間	実施期間
教 育 部 教 育 機 関	安詳小学校 東別院小学校 西別院小学校 畑野小学校 青野小学校 つつじヶ丘小学校 城西小学校 詳徳小学校 南つつじヶ丘小学校 東輝中学校 大成中学校 詳徳中学校	平成26年4月1日 ～平成26年8月31日	平成26年9月16日 ～平成26年11月28日

3 監査の方法

各学校において、学校運営方針、各学校を取り巻く現状及び課題をはじめ特色ある活動や安全対策の取り組み等について、学校長より聴取を行った上、平成26年度の財務に関する事務の執行について、関係諸帳簿、証拠書類等を確認するなど実地調査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(1) 小学校

ア 切手の管理について

各小学校において、切手台帳は教育委員会の統一様式により整備されていたが、一部の小

学校において、台帳への記入誤り、受領印漏れ及び年度繰越の事務処理に誤り等が見受けられた。

切手台帳について、適正な管理をされたい。

イ 備品の管理について

各小学校において、備品台帳は教育委員会の共通システムにより整備されていたが、一部の小学校において、台帳への記入漏れが見受けられた。

備品台帳について、適正な管理をされたい。

ウ 理科教材用薬品の保管について

各小学校において、薬品台帳が整備されていたが、一部の小学校において、台帳への記入誤り、台帳の内容と現物の保管内容に差異が生じているもの等が見受けられた。

薬品について、適正な管理をされたい。

(2) 中学校

ア 理科教材用薬品の保管について

各中学校において、薬品台帳が整備されていたが、一部の中学校において、台帳への記入漏れ等が見受けられた。

薬品台帳について、適正な管理をされたい。

以上が、平成26年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

多くの学校において、教材費、活動費等の現金の取扱いについて、現金での集金、学校内での一時保管等が行われているが、その管理面での負担や責任が生じるところであり、口座振替等により安全な集金方法を検討されたい。

寄贈品については、備品台帳への記載を行う物品以外にも現金、教材等、消耗物品、樹木等の寄贈品もあることから、備品台帳と別に寄附台帳を作成し、記録を行っている学校も見受けられたところである。寄附台帳として、統一的な様式を定めるなど学校の記録文書として全校で整備されるのが望ましいと考える。

理科教材用薬品については、教育委員会で統一的な保管使用記録簿の導入が進められているところであり、正確な記録に努めるとともに、現場での保管についても劇物・毒物の厳重な管理、整理整頓や配置場所等にさらなる工夫を図られたい。

各小学校及び中学校の運営において最も留意すべきは、児童・生徒の安全対策である。危機管理においては、避難訓練等が実施されているが、実施後に検証を行い、その記録を作成し、今後の訓練等への活用に努められたい。

施設の管理においては、小学校のトイレ等で障害のある児童に配慮した環境整備の充実が望まれる。

「揭示済」

亀岡市監査公表第4号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月30日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員職務執行者 西村克己

1 監査の種類 平成26年度財政援助団体等監査

2 監査の対象及び範囲

社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会及び亀岡市森林組合の次の財政的援助等に係る出納その他の事務並びに健康福祉部地域福祉課及び産業観光部農林振興課の同財政的援助等に係る事務の執行について

(1) 社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会

平成25年度亀岡市災害ボランティアセンター事業補助金	2,200,000円
平成25年度亀岡市災害ボランティアセンター活動補助金	1,000,000円
平成25年度ふれあいプラザ指定管理料	12,050,000円

(2) 亀岡市森林組合

平成25年度作業道整備事業補助金	2,700,000円
平成25年度森林組合育成事業補助金	725,000円
平成25年度森林保全管理巡視事業補助金	472,500円
平成25年度緑の担い手育成事業補助金	1,424,693円
平成25年度緑の公共事業補助金（環境林整備事業）	562,000円

3 監査の期間

(1) 社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会

平成26年9月8日から平成26年11月7日まで

(2) 亀岡市森林組合

平成26年10月6日から平成26年12月17日まで

4 監査の方法

団体及び関係課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し監査を実施した。

5 団体等の概要（社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会）

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

社会福祉法人亀岡市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）は、亀岡市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とし、主に次の事業を行っている。

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- 共同募金事業への協力
- ボランティア活動の振興
- 老人居宅介護等事業の経営
- 老人デイサービス事業の経営
- 老人介護支援センターの経営
- 生活福祉資金貸付事業
- 福祉金庫資金貸付事業
- 福祉サービス利用援助事業
- 障害福祉サービス事業の経営
- 相談支援事業
- 移動支援事業の経営
- 地域子育て支援拠点事業の経営

イ 組織（平成26年3月31日現在）

○役員	理事	19人	（うち会長1人、副会長2人、常務理事1人）	
	監事	3人	顧問	1人
	評議員	43人		
○事務局	事務局長	1人		
	事務局次長	1人		
	係長、センター長	6人		
	正職員（上記以外）	12人		
	嘱託職員	4人		
	非常勤嘱託職員	21人	（うち登録ヘルパー17人）	
	臨時職員	12人		
○会員	正会員	10,845人		
	賛助会員	111人		
	施設会員	27団体		
	その他	8,867人		

(2) 補助金の概要

平成25年度に亀岡市から社会福祉協議会へ交付された補助金総額は37,817,623円で、うち今回監査対象とした補助金及びその内訳は次のとおりである。

(単位：円)

項 目	事 業 費	補 助 金	補助内容
災害ボランティアセンター事業補助金	2,394,386	2,200,000	災害ボランティアセンターの運営に要する経費に対する補助
災害ボランティアセンター活動補助金	1,012,703	1,000,000	被災地支援活動に対する補助

(3) 指定管理料の概要

平成25年度に亀岡市から社会福祉協議会へ支払われた亀岡市ふれあいプラザ指定管理料は12,050,000円である。

その内訳としては、人件費（職員給与等）、事務費（消耗品費、水道光熱費、修繕費、業務委託費等）となっている。

6 監査の結果（社会福祉協議会）

監査の結果は次の事項を除いて、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(1) 社会福祉協議会に対する監査の結果

ア 補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 補助対象となる資機材の購入において、団体の経理規程に基づいた契約書が作成されていない。また、団体の経理規程と市の規定との相異が見られた。

イ 指定管理料にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 指定管理の基本協定において、業務の再委託をする場合は市の承諾を得ることとされているが、承諾なく清掃業務等の再委託がされていた。

(イ) 年次報告において、管理経費の収支状況の支出欄に記載されている人件費とその他の項目の金額の振り分けが誤っていた。

(ウ) ふれあいプラザ利用料金の減免適用において、ふれあいプラザ条例等で定められた減免規定の適用号が誤っていた。

(2) 健康福祉部地域福祉課に対する監査の結果

ア 補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 補助対象となる資機材の購入において、契約書の作成がないものが見受けられた。

補助金事業における物品購入については、亀岡市の財務規定に準じた執行となるよう条件を付すなどにより、適正な事務処理が行われるよう検討されたい。

イ 指定管理料にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

(ア) 協定書において、連絡調整会議の設置要綱を定めると規定されているが、設置要綱が定められていなかった。

協定書に基づき、適正な事業執行となるよう改善されたい。

(イ) 清掃業務等において、業務の再委託が行われていたが、協定書に基づく承諾手続きを行うことなく、業務の再委託が行われていた。

協定書に基づき、適正な業務執行を行うよう指導するなど改善されたい。

(ウ) 年次報告において、管理経費の収支状況の支出欄に記載されている人件費とその他の項目の金額の振り分けに誤りが認められた。

提出された書類等について十分な確認をするよう改善されたい。

(エ) 利用料金の減免適用において、ふれあいプラザ条例等で定められた減免規定の適用号が誤っていた。

減免適用について、適正な事務処理となるよう指導することにより改善されたい。

7 団体等の概要（亀岡市森林組合）

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

亀岡市森林組合（以下「森林組合」という。）は、組合員が協同してその経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的とし、主に次の事業を行っている。

○組合員を対象とした森林経営指導

○病虫害防除、組合員の森林の保護に関する事業

○組合員の生産する環境緑化木の採取、育成、運搬、加工、保管、販売

イ 組織等（平成26年3月31日現在）

○役員	代表理事組合長	1人	理事	18人
	監事	3人		
○事務局	参事	1人	課長	1人
	会計主任	1人	係長	1人
	技術員	1人	専任作業員	9人
○会員	正組合員	1,653人	准組合員	1人

(2) 補助金の概要

平成25年度に亀岡市から森林組合へ交付された補助金は総額5,884,193円で、今回監査対象とした補助金及びその内訳は次のとおりである。

(単位：円)

項目	事業費	補助金	補助内容
作業道整備事業補助金	6,101,445	2,700,000	作業道開設に対する補助
森林保全管理巡視事業補助金	945,000	472,500	森林保全管理活動の維持向上に対する補助

森林組合育成事業補助金	1,450,000	725,000	林業経営者の育成、相談活動等の充実に対する補助
緑の担い手育成事業補助金	1,899,590	1,424,693	基幹的作業員の社会保険掛金の事業主負担補助
緑の公共事業補助金	562,000	562,000	間伐・間伐材搬出に対する補助

8 監査の結果（森林組合）

監査の結果は次の事項を除いて、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理において留意されたい。

(1) 森林組合に対する監査の結果

補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- ア 作業道整備事業補助金において、市から森林組合に交付された補助金が、森林組合から財産区へ交付されていた。
- イ 森林保全管理巡視事業補助金の実績報告について、保管された巡視報告書や写真から実績件数が明確に確認できなかった。
- ウ 森林組合育成事業補助金の実績報告書について、事業内容にかかる経費の明細や積算根拠が不明瞭であった。
- エ 決算書の作成において、発生主義と現金主義が混在し、補助金の受入れ、使途が不明瞭であった。

(2) 産業観光部農林振興課に対する監査の結果

補助金にかかる出納、その他の事務について、次のような事例が見受けられた。

- ア 作業道整備事業補助金において、市から森林組合に交付された補助金が、森林組合から財産区へ交付されるなど、補助金執行方法に問題が見られた。
事業目的に沿って適正な事業執行が行えるよう事業要領等事業スキームを整理するなどにより改善されたい。
- イ 森林保全管理巡視事業補助金の実績報告書について、報告書や写真などの添付書類から、実績件数が明確に確認できてなかった。
実績内容が明確に確認できる事業報告になるよう指導されるなどにより改善されたい。
- ウ 森林組合育成事業補助金の実績報告書について、補助対象となる事業内容にかかる経費の明細や積算根拠が明確に確認できてなかった。
補助事業の実施内容を適切に確認できるよう、経費の明細や積算根拠を明確になるよう指導することにより改善されたい。
- エ 作業道整備事業補助金の交付確定において、決裁印に漏れが認められた。
亀岡市事務処理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年3月30日

亀岡市監査委員 関本孝一
亀岡市監査委員職務執行者 西村克己

1 監査の種類 平成26年度定期監査

2 監査の期間、対象課等、監査の対象

(1) 平成26年9月16日～平成26年11月10日

- 健康福祉部（地域福祉課、子育て支援課、障害福祉課、高齢福祉課、健康増進課）
- ・監査対象課にかかる平成26年度の財務に関する事務の執行について

(2) 平成26年10月15日～平成26年12月18日

- 産業観光部（ものづくり産業課、観光戦略課、農林振興課、国営事業推進課）
- 農業委員会事務局
- ・監査対象課等にかかる平成26年度の財務に関する事務の執行について

(3) 平成26年11月25日～平成27年3月1日

- 上下水道部（総務・経営課、お客様サービス課、水道課、下水道課）
- 市立病院
- ・監査対象課等にかかる平成26年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(4) 平成27年1月19日～平成27年3月18日

- 政策推進室
- 企画管理部（夢ビジョン推進課、秘書広報課、人事課、契約検査課）
- 会計管理室
- 議会事務局
- ・監査対象課等にかかる平成26年度の財務に関する事務の執行について

3 監査の方法

監査の対象について、関係諸帳簿、証拠書類等を調査し、併せて関係各課長等への質問を行った。

4 監査の結果

監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 健康福祉部

以下の各課にかかる平成26年8月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 地域福祉課

特に指摘する事項はなかった。

イ 子育て支援課

(ア) 過年度収入の調定事務において、前年度の子ども手当返還金滞納繰越分の収入未済分が調定されていなかった。

財務規則には、繰り越した収入金で翌年度の末日までに収納済にならないものについては、その翌日において翌々年度の調定済額に繰り越ししなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 一時保育の利用において、利用申請の提出がないまま保育されているものがあつた。

一時保育の実施に関する規則には、利用を希望する保護者は利用申請書を提出しなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(ウ) 市有地占用料において、会計年度単位で定めた占用料の納期限が4月15日及び4月25日となっていた。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日と定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(エ) 市有地占用料において、調定金額及び納入すべき金額に誤りがあつた。

地方自治法施行令には、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査して調定しなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ 障害福祉課

特に指摘する事項はなかった。

エ 高齢福祉課

(ア) 福祉電話自己負担金における納入通知書の納期限の記載について、14日を超える日が記載されていた。

財務規則には、会計年度単位等で定めた以外の収入金の納期限は、納入通知書を発する日から14日以内の日とすると定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 介護保険料の滞納繰越分調定事務において、介護保険システムと財務会計システムとの調定金額に誤差が生じていた。平成25年度における保険料の賦課更正と財務上の調定更正が適正に行われなかったことから繰越調定額に誤差が生じていたとみられる。

複数のシステムで保険料の管理業務等を行う場合はもとより、会計事務処理についてのチェック体制を強化し、適正な事務処理に努められたい。

オ 健康増進課

特に指摘する事項はなかった。

(2) 産業観光部

以下の各課にかかる平成26年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア ものづくり産業課

特に指摘する事項はなかった。

イ 観光戦略課

(ア) 市有地占用料において、会計年度単位で定めた占用料の納期限が4月14日となっていた。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日と定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(イ) 観光産業に係る人づくり事業及び観光案内人材育成事業の契約事務において、随意契約の適用条項が適正ではなかった。

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令に規定されている。

随意契約とした理由にあった条項を適用されたい。

ウ 農林振興課

亀岡市農業公園の指定管理において、指定管理者から月次報告が提出されていなかった。

仕様書には、月次報告について必要な内容を記載した報告書を、毎月末から10日以内に提出することと定められている。

仕様書に基づき適正な事務処理をされたい。

エ 国営事業推進課

過年度収入の調定事務において、前年度土地改良事業分担金の一部及び明繰農業用施設災害復旧事業分担金の収入未済分が調定されていなかった。

財務規則には、出納閉鎖期日までに収納されないものがあるときは、閉鎖期日の翌日に翌年度へ繰り越さなければならないと定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(3) 農業委員会事務局

平成26年9月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(4) 上下水道部

以下の各課にかかる平成26年10月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 総務・経営課、お客様サービス課、水道課（上水道事業会計）

亀岡市水道料金等徴収事務委託の契約事務において、随意契約の適用条項が適正ではなかった。

随意契約によることができる場合は、地方公営企業法施行令に規定されている。

随意契約とした理由にあった条項を適用されたい。

イ 総務・経営課、お客様サービス課、水道課（簡易水道事業特別会計）

平成26年度千歳簡易水道配水管布設替工事において、配水管技能者通知書が提出されていなかった。

仕様書には、配水管技能者通知書を提出するように定められている。

仕様書に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ 総務・経営課、お客様サービス課、下水道課（下水道事業会計）

特に指摘する事項はなかった。

エ 総務・経営課、お客様サービス課、下水道課（地域下水道事業特別会計）

特に指摘する事項はなかった。

(5) 市立病院（病院事業会計）

平成26年10月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 納入業者等駐車料金の収入事務において、納入通知書の一部に納入義務者の住所及び納期限が記載されていないものがあった。

納入通知書の記載事項については、地方自治法施行令等で定められている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

イ 業務服、術衣・検査衣賃貸借業務及び市立病院電話設備等保守業務において、受注者からの現場責任者等の通知が提出されていなかった。

委託業務の円滑な履行を行うため、受注者は担当業務従事者等を定め発注者に通知するものとする契約書に定められている。

契約書に基づき適正な事務処理をされたい。

(6) 政策推進室

平成26年12月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

特に指摘する事項はなかった。

(7) 企画管理部

以下の各課にかかる平成26年12月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。

おおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が見受けられたので、適正な事務処理をされたい。

ア 夢ビジョン推進課

特に指摘する事項はなかった。

イ 秘書広報課

亀岡市ホームページ作成管理システムの契約において、担当者の選任届けが提出されていなかった。

契約書には、担当する職員を選任したときは発注者に届け出るものとして定められている。

契約書に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ 人事課

特に指摘する事項はなかった。

エ 契約検査課

特に指摘する事項はなかった。

(8) 会計管理室

平成26年12月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。特に指摘する事項はなかった。

(9) 議会事務局

平成26年12月末現在における財務に関する事務の執行について、抽出して監査を行った。特に指摘する事項はなかった。

以上が、平成26年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

◎総括事項

今回の監査で見受けられた以下に挙げる点については、今後の事務処理において留意されたい。支出負担行為において、決裁権者の決裁印がない不適正な事務処理が見受けられた。支出負担行為は、支出命令等の前提となるものであり、財務会計上の行為として基本であることから、適正な事務処理の徹底を求める。

契約の履行において、契約書に定められた書類が提出されていないなど契約書及び仕様書等に基づいた履行となっていないものが見受けられた。契約の履行は契約書及び仕様書等に基づき実施され、完了し、履行確認されるものである。適正な履行が確保されるよう徹底されたい。

随意契約において、随意契約の適用条項が適正でないもの等が見受けられた。随意契約は、競争入札を原則とする地方公共団体の契約方法の例外として、地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令で定める場合に該当するときに限り行うことができるものである。随意契約による契約については、随意契約マニュアルの作成を検討するなど、その適正な執行に努められたい。

補助金において、補助金の交付要綱がないものが見受けられた。補助金については、事業の目的に沿った交付となるよう交付要件等を明確に定めた交付要綱により、交付されることが適切であり、事業ごとの交付要綱の整備が望まれる。

「揭示済」

教育委員会欄

規則

亀岡市教育委員会基本規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市教育委員会委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第2号

亀岡市教育委員会基本規則等の一部を改正する規則

(亀岡市教育委員会基本規則の一部改正)

第1条 亀岡市教育委員会基本規則(昭和31年亀岡市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第3条の2中「委員長」を「教育長」に改める。

第5条を次のように改める。

(教育長職務代理者の選任)

第5条 教育長に事故があるとき、又は欠けたときはあらかじめ教育長の指名する委員(以下「教育長職務代理者」という。)がその職務を行う。

2 教育長職務代理者が職務を行う場合は、別に定めるところにより、その権限に属する事務の一部を委任することができる。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条(見出しを含む。)中「委員長及び委員長職務代理者」を「教育長職務代理者」に改める。

別表中

「

2	亀岡市教育委員会委員長印	2	〃	〃	1	〃
---	--------------	---	---	---	---	---

」

を削り、「3」を「2」に、「4」を「3」に、「5」を「4」に、「6」を「5」に、「7」を「6」に、「8」を「7」に、「9」を「8」に、「10」を「9」に、「11」を「10」に改める。

別掲中「 2

亀 岡 市 教 育 委 員 会 委 員 長 印

」
 を削り、「3」を「2」に、「4」を「3」
 に、「5」を「4」に、「6」を「5」に、
 「7」を「6」に、「8」を「7」に、
 「9」を「8」に、「10」を「9」に、
 「11」を「10」に改める。

(亀岡市教育委員会公告式規則の一部改正)

第2条 亀岡市教育委員会公告式規則(平成8
 年亀岡市教育委員会規則第4号)の一部を次
 のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条
 第2項」に改める。

第2条第2項中「委員長」を「教育長」に
 改める。

第3条第1項中「委員長名」を「教育長
 名」に、「委員長印」を「教育長印」に改め
 る。

(亀岡市教育委員会会議規則の一部改正)

第3条 亀岡市教育委員会会議規則(昭和31
 年亀岡市教育委員会規則第4号)の一部を次
 のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

第1条中「第15条」を「第16条」に改
 める。

第10条第2項中「必要ある」を「必要が
 ある」に改める。

第11条第3項中「すべて」を「全て」に
 改める。

第15条第1項中「により教育長の推せん
 する者」を削る。

(亀岡市教育委員会傍聴人規則の一部改正)

第4条 亀岡市教育委員会傍聴人規則(昭和
 30年亀岡市教育委員会規則第2号)の一部

を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

(亀岡市教育委員会教育長事務委任規則の一
 部改正)

第5条 亀岡市教育委員会教育長事務委任規則
 (昭和31年亀岡市教育委員会規則第3号)
 の一部を次のように改正する。

第1条第7号を削り、第8号を第7号とし、
 第9号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、
 同条を同条第1項とし、同条に次の1項を加
 える。

2 教育長は、前項の規定により委任された
 事務のうち、重要な事項について、その管
 理及び執行状況を教育委員会の会議におい
 て報告しなければならない。

(亀岡市教育委員会職員の職の設置に関する
 規則の一部改正)

第6条 亀岡市教育委員会職員の職の設置に関
 する規則(平成18年亀岡市教育委員会規則
 第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、教育長」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行
 する。

(旧教育長に関する経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
 の一部を改正する法律(平成26年法律第
 76号)附則第2条第1項に規定する旧教育
 長が、同項の規定により引き続き教育長と
 して在職する間においては、この規則による改
 正後の亀岡市教育委員会基本規則、亀岡市教
 育委員会公告式規則、亀岡市教育委員会会議
 規則、亀岡市教育委員会傍聴人規則、亀岡市
 教育委員会教育長事務委任規則、亀岡市教
 育委員会職員の職の設置に関する規則の規定に

かかわらず、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第3号

亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

亀岡市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和40年亀岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 部に指導主事及び社会教育主事を置く。

第4条第1項中「ほか、教育長を補佐し、教育長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する」を削り、同条第12項中「教育長、教育部長ともに」を「教育部長に」に、「担当部長が、」を「、担当部長が、」に、「次長が、」を「、次長が、」に、「教育総務課長が、」を「、教育総務課長が、」に改める。

別表第1中「総務企画係」を「総務係」に改める。

別表第2教育総務課の項中「幼児の就園に関すること。」を削り、同表学校教育課の項中「幼児及び」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（旧教育長に関する経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により引き続き教育長として在職する間においては、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第4号

亀岡市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により亀岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させることについて必要な事項を定めるものと

する。

(委任事務)

第2条 教育委員会は、亀岡市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）に関する事務のうち、非常勤嘱託及び臨時的任用職員に関する事務について市長に委任する。

(補助執行事務)

第3条 教育委員会は、別表に掲げる事務について市長の補助機関である職員のうち、健康福祉部長及び子育て支援課に属する職員に補助執行させるものとする。

(補助執行に係る専決)

第4条 補助執行に係る専決については、亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号）第7条及び第14条を準用するものとする。

(合議等)

第5条 第3条の規定により補助執行させる事務のうち、重要若しくは異例に属するもの、疑義のあるもの、紛議紛争のあるもの又は将来そのおそれのあるものについては、教育委員会に合議しなければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助執行事務
(1) 幼稚園教育に係る施策の企画及び調整に関すること。
(2) 幼稚園児の入退園事務に関すること。
(3) 幼稚園の保育料の徴収及び減免に関すること。
(4) 幼稚園児の保健管理に関すること。
(5) 幼稚園児に係る独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に関すること。
(6) 幼稚園の備品台帳の整備に関すること。
(7) 幼稚園の物品の需要計画及び購入の手続に関すること。
(8) 幼稚園環境に係る衛生管理に関すること。
(9) その他幼稚園の運営に関すること。

「揭示済」

亀岡市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則をここに公布する。

平成27年3月26日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第5号

亀岡市立幼稚園における預かり保育の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市立幼稚園条例（昭和40年亀岡市条例第24号）に規定する幼稚園における預かり保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(預かり保育の実施基準)

第2条 預かり保育は、入園幼児（以下「幼児」という。）の保護者が次の各号のいずれかに該当することにより、当該幼児を保育することが困難と認められる場合に行うものとする。

- (1) 保護者の就労又は就学により、保育が必要な状況にある者
- (2) 保護者又は家族の通院、介護若しくは看護により、緊急に保育が必要となった者
- (3) 保護者が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (5) その他前各号に準ずる状態にあること。

(実施日及び実施時間)

第3条 預かり保育は、次に掲げる日以外の日に実施する。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始休業日 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで

(6) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

2 亀岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前項に規定する休業日のほか、預かり保育を受けようとする幼児がいない場合は、その期間中は休業日とすることができる。

3 預かり保育の実施時間は、教育課程に係る教育時間終了後から午後5時までとする。

4 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、実施日及び前項に規定する実施時間を変更することができる。

(定員)

第4条 預かり保育の定員は、30人とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(利用の申請)

第5条 預かり保育を利用しようとする保護者（以下「利用保護者」という。）は、亀岡市立幼稚園預かり保育利用申請書（別記第1号様式）を利用しようとする月の初日の10日前までに教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。ただし、臨時又は緊急に預かり保育を必要とする場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の承認をしたときは、亀岡市立幼稚園預かり保育利用決定通知書（別記第2号様式）により、承認しないときは、亀岡市立幼稚園預かり保育利用不承認通知書（別記第3号様式）により利用保護者へ通知するものとする。

(利用の変更)

第6条 利用保護者は、第2条に定める基準に該当しなくなったとき又は前条の承認を受けた内容に変更が生じたときは、遅滞なく、教育委員会に届け出なければならない。

2 利用保護者は、前条第2項の承認を受けた内容に変更が生じた場合は、亀岡市立幼稚園預かり保育利用変更届（別記第4号様式）により、教育委員会に届け出なければならない。

(利用の取消し等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、預かり保育の利用の承認を取り消すことができる。

(1) 第2条に定める基準に該当しなくなった場合

(2) 虚偽の申請又は不正な手段により、預かり保育の利用の承認を受けた場合

(3) その他やむを得ない事情により当該幼児の預かり保育の実施を継続することが困難と認められる場合

2 利用保護者は、幼児が疾病にかかり、又はかかっているおそれがあるときは、教育委員会の指示に従わなければならない。

(預かり保育料等の徴収)

第8条 預かり保育料、おやつ代その他の預かり保育に要する費用の実費（以下「預かり保育料等」という。）は、利用月の翌月10日までに亀岡市立幼稚園園長（以下「園長」という。）が徴収する。

2 園長は、毎月、預かり保育料等の徴収の状況を教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、預かり保育の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市教育委員会告示第2号

亀岡市教育委員会事務の点検・評価の実施に関する要綱（平成21年亀岡市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月26日

亀岡市教育委員会
委員長 中桐安子

第1条中「第27条」を「第26条」に改める。

第3条第2項中「第27条第2項」を「第26条第2項」に、同条第3項及び第4項中「教育委員会委員長」を「教育長」に改める。

附則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

（旧教育長に関する経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により引き続き教育長として在職する間においては、なお従前の例による。

「揭示済」

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般

亀岡市教育委員会教育長職務代理者の権限に関する規程を次のように定める。

平成27年3月26日

亀岡市教育委員会
教育長 竹岡 敏

亀岡市教育委員会教育長職務代理者の権限に関する規程

亀岡市教育委員会基本規則（昭和31年亀岡市教育委員会規則第1号）第5条第2項の規定により、亀岡市教育委員会教育長職務代理者が亀岡市教育委員会教育長の職務を行う場合は、亀岡市教育委員会の会議の主宰に関する事務その他特に重要と認められる事項の事務を除き、その権限に属する事務を教育部長に委任する。

附則

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（旧教育長に関する経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により引き続き教育長として在職する間においては、なお従前の例による。

亀岡市教育委員会教育長訓令第3号

庁中一般

小学校及び中学校の校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月26日

亀岡市教育委員会
教育長 竹岡 敏

小学校及び中学校の校長に対する
事務委任規程の一部を改正する訓
令

小学校及び中学校の校長に対する事務委任規程（昭和57年亀岡市教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条第3項」を「第25条第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（旧教育長に関する経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が、同項の規定により引き続き教育長として在職する間においては、なお従前の例による。

任免及び辞令

井 上 亨
友 松 勝 之
小 瀬 正 博
三 浦 正 昭
江 口 昌 道
中 川 國 彦
倉之段 昇
八 木 辰 夫
野々村 泰 三
杉 崎 功
柴 田 寛
白波瀬 和 彦
桂 達 朗

（各 通）

亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱します

任期は平成28年4月30日までとします

平成27年3月24日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第28号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成27年3月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

1, 479人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第29号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年3月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

24, 643人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第30号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成27年3月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

12, 322人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第31号

平成27年4月12日執行予定の京都府議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

平成27年3月25日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

省 略

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第32号

亀岡市農業委員会の選挙された委員の解任請求に要する各選挙区における農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりである。

平成27年3月31日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

第1選挙区	718人
第2選挙区	744人
第3選挙区	651人
第4選挙区	742人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第33号

平成27年4月12日執行の京都府議会議員一般選挙に係る選挙時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成27年3月31日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
- 2 縦覧の期間 平成27年4月3日

「揭示済」

公平委員会欄

告示

亀岡市公平委員会告示第1号

下記の団体は、地方公務員法第53条の規定に適合することを認め、これを登録したので、職員団体の登録に関する規則第10条の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月23日

亀岡市公平委員会
委員長 小田博子

- 1 登録団体
亀岡教職員組合
代表者役職氏名 執行委員長 小澤正嗣
(主たる事務所所在地)
亀岡市余部町上条13 亀岡教育会館

2 登録年月日 平成27年3月23日

3 登録番号 平成27年公平第1号

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市上下水道部処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月26日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市上下水道事業管理規程第1号

亀岡市上下水道部処務規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部処務規程（昭和48年亀岡市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次長」を「担当部長及び次長」に改める。

別表第1中

「

お客様窓口係 料金係
庶務係 計画係 施設係 整備管理係
庶務係 普及係 管理係 建設係

」を

「

給水係 料金係
水道総務係 計画係 施設係 整備管理係
下水道総務係 普及係 施設整備係

」に改める。

別表第2中

「

総務・経営課	公印に関する事。
	文書の收受発送及び整理保存に関する事。
	職員の人事、給与、服務及び研修に関する事。
	労働組合に関する事。
	規程その他例規の制定改廃に関する事。
	水道工事等の入札及び契約に関する事。
	庁舎の管理に関する事。
	予算編成及び執行管理に関する事。
	決算及び財務諸表の作成に関する事。
	財政計画、資産計画及び経営分析に関する事。
	起債及び一時借入金に関する事。
	上下水道事業の固定資産台帳に関する事。
	上下水道事業経営審議会に関する事。
	業務統計に関する事。
	上下水道事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
	現金及び有価証券の出納保管並びに小切手の振出しに関する事。
	飲用水安定確保対策事務に関する事。
	専用水道に関する事。
	飲用井戸等の衛生対策に関する事。
	部内他課の主管に属さない事務に関する事。
部の総務担当課事務に関する事。	
お客様サービス課	お客様サービスの充実に関する事。
	給水装置等の使用の開始及び廃止等に関する事。
	量水器の検針及び使用水量の認定に関する事。
	量水器の設置及び取替え、在庫管理に関する事。
	給水装置工事に関する事。
	給水管布設替工事に関する事（水道課所管分を除く）。
	給水管の宮繕及び修理に関する事（水道課所管分を除く）。
	指定給水装置工事事業者に関する事。
	簡易専用水道等に関する事。
	水道料金等の調定及び徴収に関する事。
	水道料金等の減免に関する事。
	水道料金等の滞納整理に関する事。
	水道料金等の広報宣伝に関する事。
	水道料金センターに関する事。
	上下水道に係る負担金等の収納に関する事。
	予納金の精算に関する事。

」

を

「

総務・経営課	公印に関する事。
	文書の收受発送及び整理保存に関する事。
	職員の人事、給与、服務及び研修に関する事。
	労働組合に関する事。
	規程その他例規の制定改廃に関する事。
	水道工事等の入札及び契約に関する事。
	庁舎の管理に関する事。
	予算編成及び執行管理に関する事。
	決算及び財務諸表の作成に関する事。
	財政計画、資産計画及び経営分析に関する事。
	起債及び一時借入金に関する事。
	上下水道事業の固定資産台帳に関する事。
	上下水道事業経営審議会に関する事。
	業務統計に関する事。
	上下水道事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
	現金及び有価証券の出納保管並びに小切手の振出しに関する事。
	部内他課の主管に属さない事務に関する事。
部の総務担当課事務に関する事。	
お客様サービス課	お客様サービスの充実に関する事。
	給水装置等の使用の開始及び廃止等に関する事。
	量水器の検針及び使用水量の認定に関する事。
	量水器の設置及び取替え、在庫管理に関する事。
	給水装置工事に関する事。
	給水管布設替工事に関する事（水道課所管分を除く）。
	給水管の営繕及び修理に関する事（水道課所管分を除く）。
	指定給水装置工事事業者に関する事。
	簡易専用水道等に関する事。
	水道料金等の調定及び徴収に関する事。
	水道料金等の減免に関する事。
	水道料金等の滞納整理に関する事。
	水道料金等の広報宣伝に関する事。
	水道料金センターに関する事。
	上下水道に係る負担金等の収納に関する事。
	予納金の精算に関する事。
	飲用水安定確保対策事務に関する事。
専用水道に関する事。	
飲用井戸等の衛生対策に関する事。	

」

に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市上下水道部告示第4号

公共下水道の供用及び汚水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図書は、平成27年3月16日から平成27年3月30日までの期間、亀岡市上下水道部下水道課において、縦覧に供する。

平成27年3月13日

亀岡市長 栗山正隆

1 供用及び汚水の処理を開始する年月日

平成27年3月31日

2 供用及び汚水の処理を開始する区域

三宅町（1丁目）、古世町（西向林）、中矢田町（中道）、下矢田町（東法楽寺）、荒塚町（2丁目）、追分町（八ノ坪）、河原町、余部町（蚊又・北町川筋・清水又・榎又）、宇津根町（矢代出）、曾我部町寺（城ヶ裏） 重利（風ノ口） 穴太（宮垣内）、吉川町吉田（前河原）、蕨田野町芦ノ山（イノシリ・車谷・流田・宮ノ下・アゲキ・杉森・瀬々ヶ谷）、本梅町平松（車谷）、大井町南金岐（丁田）、千代川町北ノ庄（相寄） 湯井（巽筋） 小林（植田・西芝） 高野林（高ノ畑） 小川（3丁目）、篠町篠（下西山） 柏原（川原垣内） 浄法寺（中村・松岡・茱萸谷・墓ノ谷） 篠町見晴（6丁目）、西つつじヶ丘五月台1丁目の各一部

3 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の位置

路線名	起点	終点
市道湯ノ花6号線	蕨田野町芦ノ山アゲキ1番48先	蕨田野町芦ノ山アゲキ1番2先
市道湯ノ花6号線	蕨田野町芦ノ山アゲキ1番9先	蕨田野町芦ノ山杉森6番38先
市道湯ノ花7号線	蕨田野町芦ノ山杉森6番38先	蕨田野町芦ノ山アゲキ1番52先
市道湯ノ花8号線	蕨田野町芦ノ山杉森6番39先	蕨田野町芦ノ山アゲキ1番32先
市道湯ノ花9号線	蕨田野町芦ノ山杉森6番41先	蕨田野町芦ノ山アゲキ1番34先
市道湯ノ花10号線	蕨田野町芦ノ山杉森6番43先	蕨田野町芦ノ山アゲキ1番36先
市道湯ノ花温泉線	蕨田野町芦ノ山宮ノ下26先	蕨田野町芦ノ山流田6番5先
市道湯ノ花温泉線	蕨田野町芦ノ山車谷1番2先	蕨田野町芦ノ山流田6番5先
市道湯ノ花温泉線	蕨田野町芦ノ山流田6番5先	蕨田野町芦ノ山車谷1番1先
国道372号線	蕨田野町芦ノ山流田6番5先	蕨田野町柿花宮ノ奥
国道9号線	三宅町1丁目83番5先	西つつじヶ丘五月台1丁目49番3先
国道9号線	西つつじヶ丘五月台1丁目49番3先	西つつじヶ丘五月台2丁目53番2先

4 供用及び汚水の処理を開始する排水施設の
合流式又は分流式の別

分流式

5 汚水の処理を開始する終末処理場の位置及
び名称

(1) 位置：京都府亀岡市三宅町八田1番地

(2) 名称：亀岡市年谷浄化センター

「揭示済」

市立病院欄

公 告

亀岡市立病院公告第1号

平成27年2月27日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成27年7月31日までとする。

平成27年3月6日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

(候補者受験番号)

・看護師

1 2 3

・臨床工学技士

1

「揭示済」